

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第7期) 至 平成20年3月31日

ニッシン債権回収株式会社

(E03737)

第7期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

ニッシン債権回収株式会社

目 次

	頁
第7期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	21
7 【財政状態及び経営成績の分析】	21
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	38
3 【配当政策】	39
4 【株価の推移】	39
5 【役員の状況】	40
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	42
第5 【経理の状況】	46
1 【連結財務諸表等】	47
2 【財務諸表等】	83
第6 【提出会社の株式事務の概要】	102
第7 【提出会社の参考情報】	103
1 【提出会社の親会社等の情報】	103
2 【その他の参考情報】	103
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	104
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月23日

【事業年度】 第7期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員 合 田 益 己

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階

【電話番号】 03(5326)3971(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階

【電話番号】 03(5326)3971(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益 (百万円)	4,599	11,198	15,947	31,690	27,859
経常利益 (百万円)	750	1,761	4,029	5,192	3,245
当期純利益 (百万円)	406	1,022	2,353	2,711	1,258
純資産額 (百万円)	1,544	4,687	6,649	9,758	10,555
総資産額 (百万円)	6,684	20,474	40,903	62,470	56,717
1株当たり純資産額 (円)	137,743.45	35,495.93	12,342.60	7,895.48	8,204.92
1株当たり当期純利益 (円)	38,859.88	8,327.66	4,360.70	2,509.80	1,157.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	7,778.52	4,278.38	2,493.83	1,156.74
自己資本比率 (%)	23.1	22.9	16.3	13.7	15.8
自己資本利益率 (%)	26.3	32.8	41.5	35.6	14.4
株価収益率 (倍)	—	30.3	62.2	16.5	11.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,063	△10,550	△13,060	△14,711	△144
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△65	△571	△3,721	960	3,553
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,517	12,498	16,038	16,663	△7,178
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,629	3,006	2,264	5,390	1,618
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	40 (5)	59 (8)	74 (7)	85 (7)	105 (7)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第6期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の発行をしているものの当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

4 平成16年6月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

5 平成16年12月20日付で、1株につき5株の割合をもって株式分割しております。

6 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

7 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

8 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

9 第3期の自己資本利益率については、第3期より初めて連結財務諸表を作成しておりますので、単純自己資本残高に基づいて算出しております。

10 第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、記載しておりません。

11 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益	(百万円)	4,599	10,931	9,903	12,025	10,133
経常利益	(百万円)	751	1,651	1,928	2,208	65
当期純利益	(百万円)	407	963	1,137	1,266	877
資本金	(百万円)	762	1,684	1,695	1,731	1,736
発行済株式総数	(株)	11,130	131,700	536,400	1,084,320	1,087,360
純資産額	(百万円)	1,545	4,629	5,376	5,965	5,933
総資産額	(百万円)	6,685	20,366	36,623	55,257	47,576
1株当たり純資産額	(円)	137,830.04	35,057.05	9,969.62	5,395.92	5,362.28
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額)	(円)	— (—)	1,000 (—)	1,820 (1,000)	765 (365)	415 (415)
1株当たり当期純利益	(円)	38,954.62	7,843.01	2,081.42	1,172.15	807.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	7,325.82	2,042.13	1,164.69	806.75
自己資本比率	(%)	23.1	22.7	14.7	10.6	12.3
自己資本利益率	(%)	37.4	31.2	22.7	22.6	15.0
株価収益率	(倍)	—	32.1	78.5	35.2	16.5
配当性向	(%)	—	13.7	62.2	65.3	51.4
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数)	(名)	40 (5)	59 (8)	70 (7)	80 (7)	98 (7)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第6期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の発行をしているものの当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

4 平成16年6月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

5 平成16年12月20日付で、1株につき5株の割合をもって株式分割しております。

6 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

7 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

8 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

9 第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、記載しておりません。

10 従業員数は就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

年月	沿革
平成13年 7月	債権管理回収業務を主な事業目的として東京都千代田区神田多町2丁目9番6号にニッシン債権回収株式会社(資本金500百万円)を設立。
平成13年10月	債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる「サービサー法」)による債権管理回収業の許可を取得(許可番号:第58号)し、営業を開始。
平成15年 3月	東京都千代田区神田錦町1丁目2番地1に本社を移転。
平成16年 1月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ(連結子会社)を設立。
平成16年 3月	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号に本社を移転。
平成16年 9月	東京証券取引所マザーズ市場に上場。
平成16年12月	有限会社ミヤコキャピタル(連結子会社)を設立。
平成17年 8月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツの100%子会社として、不動産関連事業を目的とした有限会社シー・エヌ・インベストメンツ(連結子会社)を設立。(平成18年 5月 持分法適用関連会社に変更)
平成17年11月	中国不良債権投資事業を目的として有限会社ジェイ・ツー・中国投資(連結子会社)を設立。
平成18年12月	大阪府中央区城見1丁目2番地27号に関西営業所を新設。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社23社、持分法適用関連会社11社を含めた計35社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として展開しております。

また、当社は、東京証券取引所市場第一部及びニューヨーク証券取引所の上場会社であるNISグループ株式会社の連結子会社であります。

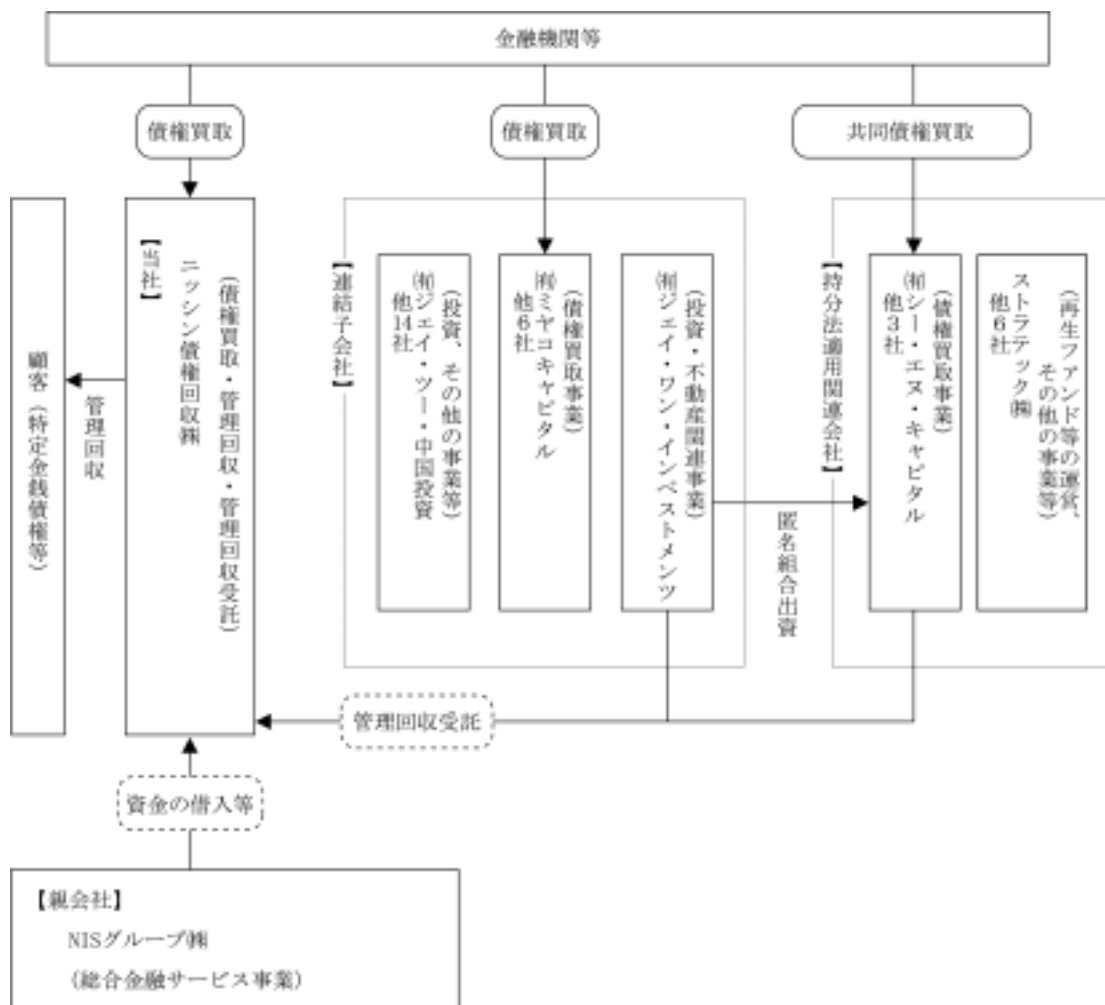
当社は、総合金融サービスを提供するNISグループ株式会社より債権管理回収のノウハウを継承し、同社の100%出資により平成13年7月に設立された債権回収会社であります。当社は、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループの事業は、サービサー法に規定されている金融機関等（以下「金融機関等」という。）が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。サービサー法に基づく債権回収会社の業務は、自己の投資判断と資金により買取した債権の管理回収業務と、債権へ投資した第三者からの債権管理回収受託業務とに大別されますが、当社は、自己買取及び管理回収事業をコアビジネスとして展開しております。

また、当社グループは、他の投資家と共同で特定金銭債権の共同買取業務等を行っており、当社は当社グループ会社を買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

事業の種類	会社名	事業内容	摘要
債権買取・管理回収事業	ニッシン債権回収(株)	債権買取、管理回収及び、管理回収受託	当社
	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	投資・不動産関連事業	連結子会社
	(有)ミヤコキャピタル	債権買取	
	(有)ジェイ・ツー・中国投資	投資事業	
	他20社		
	(有)シー・エヌ・キャピタル	債権買取	持分法適用関連会社
	(有)シー・エヌ・ツー		
	(有)シー・エヌ・スリー		
	(有)シー・エヌ・フォー		
	(有)シー・エヌ・インベストメンツ	不動産関連事業	
	ストラテック(株)	企業再生ファンドの運営	
	他5社		

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 当社が管理回収を行う顧客（特定金銭債権）は、金融機関等から買取った債権の債務者であります。

当社グループの業務の内容は以下のとおりであります。

(1) 債権買取業務

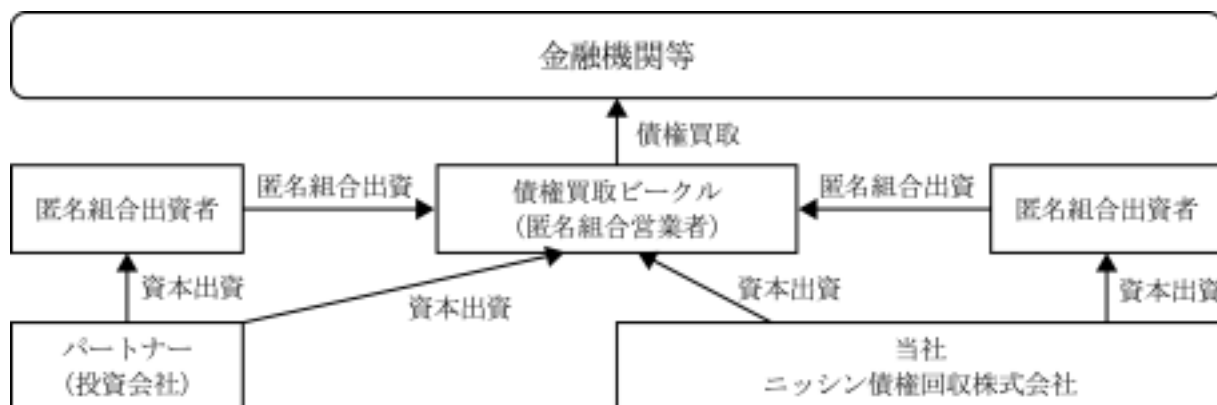
特定金銭債権の買取には、金融機関等との交渉を行って債権を買取の場合と、入札により競落した場合に買取る指名入札制とがありますが、いずれの場合についても、当該債権の各種情報を精査してリスクとリターンを分析し（以下「デューデリジェンス」という。）、出口戦略（投資回収手法の選択と予定回収期間の設定）に基づく価格を算出して（以下「プライシング」という。）、買取金額を提示します。

当社は、特に親会社であるNISグループ株式会社が総合金融サービスを通じ、長年ノウハウを蓄積してきた事業者向けの債権についてのプライシングや管理回収に特徴を持ち、これまで主に無剰余債権（※）及び無担保債権を主な買取の対象としてきました。しかし最近では、正常債権の評価もしくは不動産担保付債権の担保評価、並びにこれら債権に関する管理回収を行う業務体制が整ったことから、当社は取扱債権の範囲を拡大してきております。

また、今後の債権買取チャネルの拡大、投資リスクの分散及び当社得意分野への集中を図るため、当社グループ会社は、自ら又は他の投資会社と共同して特定金銭債権の共同買取業務等を行っております。なお、当社グループ会社における共同買取につきましては、恣意的な債権移転や債権のオフバランス化等を意図するものではありません。

（※）無剰余債権 … 担保付債権のうち、担保としての評価が出来ないものや、先順位債権の存在によって担保からの回収が見込めない債権をいう。

なお、債権買取チャネルの拡大と投資リスクの分散を図るため、当社グループ会社において行われている共同買取スキームの概略（一例）は下図のとおりであります。



(2) 債権管理回収業務及び管理回収業務の受託業務

当社が上記(1)に基づき買取した特定金銭債権の大部分は、金融機関等が不良債権と認識した債務不履行の状態にある債権ですが、当社では管理回収にあたって、関連諸法令を遵守するとともに、当社が独自に定めた債権回収マニュアルに従って、債務者への返済依頼にとどまらず、債務者の状況や事情に応じて返済条件の変更等を含む交渉を行っております。

具体的には、当社は、債務者を営業上の顧客と位置付けて、当該顧客(法人・個人)への返済依頼の連絡にとどまらず、プライバシーに最大限の注意を払いつつ顧客の状況や事情を個別に勘案し、助言及び返済条件の変更等のコンサルティングを行い、顧客の健全な経営・家計の回復と維持に努めながら具体的な返済プランを作成します。こうしたコンサルティングを経た上で、当社は債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した債権の管理回収業務を行っております。

なお、買取債権については、回収した金額がそのまま当社の営業収益となります。

また、当社グループ会社が投資した買取債権の管理回収業務は当社が受託しており、この場合には委託契約に基づいて委託者から支払われる報酬が当社の営業収益となります。

以上に述べた当社における債権買取業務及び債権管理回収業務のフローの概略は以下のとおりであります。



買取債権の発掘

各金融機関等(都市銀行、信託銀行、生損保、外資系金融機関等)に向けた積極的な営業活動により、金融機関が行うバルクセール(不良債権等の一括売却)への入札参加や相対取引の指名獲得により、買取債権の発掘を行っております。

デューデリジェンス

入札や相対取引への参加が確定した場合は、金融機関との守秘義務契約の締結後、対象債権の各種情報入手し、当社の自己投資に対するリスクとリターンを分析します。

プライシング

デューデリジェンスの結果を基に、出口戦略(投資回収手法の選択と予定回収期間の設定)を検討した上で、期待収益率に基づき将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格(投資現在価値)を算出します。

クロージング

入札参加後、当社が当該債権を落札した場合には、金融機関等と債権譲渡契約を締結し、譲渡代金の支払と同時に金融機関から債権及び担保権の譲渡がなされます。

債権管理回収

債務者との個別具体的なコンサルティングを経た上で、債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した特定金銭債権の管理及び回収を行います。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) NISグループ株式会社 (注) 1	愛媛県松山市	26,289	総合金融 サービス業	—	73.6	資金の借入等 役員の兼任 1名
(連結子会社) 有限会社ジェイ・ワン・ インベストメンツ(注) 3、4	東京都新宿区	3	投資・不 動 産関連事業	100.0	—	債権管理回収業務の 委託 資金の貸付
有限会社ミヤコキャピ タル	東京都新宿区	3	債権買取業	100.0	—	資金の貸付
有限会社ジェイ・ツー・ 中国投資	東京都新宿区	3	投資事業	100.0	—	—
その他20社(注) 5						
(持分法適用関連会社) 有限会社シー・エヌ・キ ャピタル	東京都新宿区	3	債権買取業	50.0	—	債権管理回収業務の 受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・ツ ー	東京都新宿区	7	債権買取業	50.0	—	債権管理回収業務の 受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・ス リー(注) 2	東京都新宿区	6	債権買取業	50.0 (50.0)	—	債権管理回収業務の 受託
有限会社シー・エヌ・フ ォー	東京都新宿区	6	債権買取業	50.0	—	債権管理回収業務の 受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・イ ンベストメンツ	東京都新宿区	3	不動産関連 事業	50.0	—	—
ストラテック株式会社	東京都港区	100	企業再生フ ァンドの運 営	43.0	—	役員の兼任 2名
その他5社						

(注) 1 有価証券報告書提出会社であります。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 特定子会社であります。

4 有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ及び有限会社西新宿インベストメンツについては営業収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位:百万円)

	(有)ジェイ・ワン・イ ンベストメンツ	(有)西新宿インベ ストメンツ
営業収益	9,523	6,500
経常利益	3,299	645
当期純利益	1,913	0
純資産額	3,476	3
総資産額	28,911	3

5 有限会社西新宿インベストメンツについては、特定目的会社であり、営業収益の計上は一時的で、かつ、期末の純資産及び総資産の重要性が低いいため、その他20社に含めております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

区分	債権投資・管理回収部門	合計
従業員数(名)	105(7)	105(7)

- (注) 1 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3 従業員が最近1年間に20名増加しておりますが、主として事業規模の拡大に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
98(7)	39.6	2.2	5,833

- (注) 1 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4 従業員が最近1年間に18名増加しておりますが、主として事業規模の拡大に伴うものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）におけるわが国経済は、上期におきましては企業収益回復に伴う設備投資の増加及び個人消費の回復により、穏やかな景気拡大が続きましたが、下期におきましては米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱及び原油高騰等の影響により、景気の先行き不透明感が増しております。

当社グループの属するサービス業界におきましては、主要行による不良債権処理が一段落したことから、金融機関から売却される主な債権は「破綻先及び実質破綻先」から「破綻懸念先及び要注意先」に移行してきており、地域金融機関の不良債権処理は活発化しております。一方で、サービスの営業許可業者数は平成19年12月末時点で100社となり、債権の買取競争は一段と激しさを増していることなどから、サービスにはより高度で柔軟な対応力と専門性、コンプライアンスの徹底が求められております。

また、当社グループの投資環境におきましては、改正貸金業法を背景としたノンバンク市場の先行き不透明感による影響及び不動産市場における一部流動性の低下等、予断を許さない状況であることから、投資につきましては慎重姿勢に転換し、顧客の再生と当社グループの収益確保に配慮した回収業務並びに再生関連業務、不動産関連業務の強化に努めました。

当連結会計年度の業績につきましては、厳格な価格査定による慎重な投資判断により、債権買取額（投資額）は12,338百万円（前連結会計年度比36.9%減）、買取債権残高は28,750百万円（前連結会計年度末比8.8%減）となりました。また不動産買取額（投資額）は3,640百万円（前連結会計年度比82.2%減）、買取不動産残高は19,145百万円（前連結会計年度末比1.5%減）となりました。

営業収益につきましては、買取債権回収高は18,792百万円（前連結会計年度比0.0%増）、買取不動産につきましては、第4四半期に予定していた不動産物件の売却が計画通り進まなかったことから、買取不動産売却高は4,326百万円（同59.5%減）となりました。なお、NISグループ(株)による新規ビル開発プロジェクトの進捗に伴う当該プロジェクトに係る出資収益等の計上などにより、その他収入は4,739百万円（同113.2%増）となり、合計では27,859百万円（同12.1%減）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権回収原価12,904百万円（前連結会計年度比0.5%増）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）の早期適用に伴う買取不動産評価損947百万円を含む買取不動産売却原価4,784百万円（同43.9%減）、その他原価123百万円を合わせ、合計では17,812百万円（同17.0%減）となりました。この結果、営業総利益は10,046百万円（同1.8%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当647百万円（前連結会計年度比16.0%増）、買取債権に伴う貸倒関連費用2,202百万円（同30.5%増）等を計上し、合計5,170百万円（同23.5%増）となりました。この結果、営業利益は4,875百万円（同19.4%減）となりました。

営業外収益は、40百万円（前連結会計年度比64.9%減）となり、営業外費用につきましては、主に資金調達に伴う支払利息1,258百万円（同38.0%増）等により、合計で1,670百万円（同72.0%増）となりました。この結果、経常利益は3,245百万円（同37.5%減）となりました。

また、特別利益12百万円、投資有価証券評価損による特別損失167百万円、法人税関連費用1,721百万円（前連結会計年度比13.0%減）、少数株主利益110百万円（同75.9%減）の計上により、当期純利益は1,258百万円（同53.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,771百万円減少し、1,618百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における営業活動による資金の減少は144百万円（前連結会計年度は14,711百万円の減少）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益が3,090百万円（前連結会計年度比2,059百万円減）、貸倒関連費用が2,218百万円（同534百万円増）となったものの、投資有価証券損益分配額が2,982百万円（同1,963百万円減）、法人税等の支払額が2,331百万円（同36百万円減）、買取債権に係る資金の純増額が570百万円（前連結会計年度は6,734百万円の純減）及び、買取不動産に係る資金の純減額が224百万円（同11,845百万円の純減）となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における投資活動による資金の増加は3,553百万円（前連結会計年度は960百万円の増加）となりました。これは、主に投資有価証券に係る資金の純増額が3,726百万円（同1,139百万円の純増）と分配による収入が取得による支出を上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における財務活動による資金の減少は7,178百万円（前連結会計年度は16,663百万円の増加）となりました。これは、主に短期借入金の純増額が2,843百万円（同5,880百万円の純増）となったものの、長期借入金の純減額10,180百万円（同10,831百万円の純増）と有利子負債の圧縮がすすんだことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
債権買取額	19,564	48.8	12,334	77.2
不動産買取額	20,503	51.2	3,640	22.8
合計	40,067	100.0	15,974	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)					
期首残高 (百万円)	当期増加額	当期減少額			期末残高 (百万円)
	当期買取額 (百万円)	当期回収額 (百万円)	貸倒償却額 (百万円)	その他 (百万円)	
31,508	12,334	12,904	1,373	813	28,750

(注) 1 当期減少額その他は、不動産担保付債権の自己競落等による減少額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
営業収益	31,690	100.0	27,859	100.0
買取債権回収高	18,789	59.3	18,792	67.5
買取不動産売却高	10,678	33.7	4,326	15.5
受託手数料	107	0.3	65	0.2
その他	2,115	6.7	4,673	16.8

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

大手金融機関の不良債権処理はピークを越えたものの、今後、その処理ニーズにつきましては債権流動化案件や再生型案件等の増加により、ますます多様化していくものと思われます。また、地方金融機関におきましては不良債権処理が本格化していくものと思われます。

一方、当業界におきましては、参入業者数の増加等から一層その競争が激化しており、今後は、特定金銭債権買取価額の上昇による利益率への影響が予想されます。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、引き続き営業及び内部体制の強化を図り、特定金銭債権の買取業務並びに効率的な回収業務を推進するとともに、将来的な事業基盤を拡大するべく不動産関連業務や事業再生関連業務、リテール債権（小口債権）業務等を強化し、総合的なサービシングビジネスを目指して事業分野の開拓を図り、永続的な企業発展を目指してまいります。

なお、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

(1) 組織体制及び人材の確保

当社のコアビジネスである債権管理回収業に加え、アセットマネジメントや事業再生関連業務等、今後拡大すると思われる総合的なサービシングビジネスにおいては、金融や不動産に関する高度な知識や経験を必要とする業務が主体であり、当社グループの業務拡大のスピードに見合った優秀な人材の確保とそれに伴う組織体制の整備が必要であると認識しております。

(2) 取引先の拡大

債権管理回収事業が当社の現在のコアビジネスであるため、買取債権額の多寡により業績が左右されることとなります。したがって、特定金銭債権の譲渡元である金融機関等の開拓及び取引の拡大が、経営上の重要な課題であると認識しております。当社グループの営業対象である特定金銭債権の管理所在は、譲渡元金融機関等（都市銀行、信託銀行、生損保、外資系金融機関等）の本店所在地である首都圏に集中しており、これまでは、東京都を中心に小人数で効率の高い営業展開を行い、成果を上げてまいりました。しかしながら、今後地方銀行や信用金庫等における不良債権処理の拡大が見込まれることから、更なる債権譲渡元の拡大を目指し、全国の金融機関に向けた営業活動を積極的に展開してまいりたい方針であります。

(3) 収益基盤の拡大

当社は創業以来、急速に拡大する不良債権の流動化市場において、親会社であるNISグループ株式会社が総合金融サービス業として長年培ってきた債権回収管理及び与信に関するノウハウを継承することにより順調に業績を拡大してまいりました。今後も金融機関等において恒常的に発生する不良債権により市場規模は一定水準を保つものと見込まれますが、その処理ニーズにつきましては、証券化による債権流動化や再生型案件等の増加により、ますます多様化していくものと思われます。当社グループではこのように激しく変化する市場環境や多様なニーズにこたえるべく提供サービスの充実を図り、競合他社との差別化により収益基盤を拡大していく所存であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1 事業環境の変化について

(1) 不良債権処理の動向

サービサー法の施行以降、不良債権の流動化業務は、金融機関が多額の不良債権を抱えていたことを背景に順調に拡大してまいりました。特に、平成14年10月30日に政府が、平成16年度には主要行の不良債権比率を平成14年10月末時点の半分程度に低下させることを内容とした金融再生プログラムを発表した以降は、かかる方針のもと、銀行による不良債権処理が加速し、これに伴い債権管理回収会社によって取り扱われた債権も増加しております。平成19年12月31日時点では、債権管理回収会社が取扱った債権の数及び取扱債権額(債権回収会社が管理回収の委託を受けた債権及び譲り受けた債権の数及び合計額)は、それぞれ5,627万件(平成19年6月30日時点の調査から13.6%の増加)、223兆円(同7.7%の増加)に達しております(平成20年4月付法務省プレスリリース「債権回収会社の業務状況について(概要)」)。

しかし、主要行の不良債権処理が一段落したこと、また経済情勢の回復傾向等を受け、平成19年9月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は11.9兆円と、平成19年3月期に比べて0.1兆円減少をしているなど(平成20年2月15日付金融庁プレスリリース「平成19年9月期における不良債権の状況等」)、今後は銀行の保有している不良債権の処理が収束し、不良債権の流動化市場が収縮する可能性があります。当社グループは、資産流動化・証券化関連業務や事業再生関連業務等の新たな事業分野を開拓することにより、かかる市場の収縮に対処していく所存ですが、不良債権の流動化市場の収縮は、当社グループの収益の減少につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債権の買取について

サービサー法によれば、債権管理回収業は法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができないとされていますが、平成19年12月末時点における債権管理回収業の営業会社数は100社となっており(平成20年3月付法務省プレスリリース「債権回収会社の業務状況について(概要)」)、その競争は激しくなっております。また、これまで債権の買取は相対の取引も多くありましたが、近時は指名入札制の比率が高まっております。

このような環境の変化に対し、当社は特定金銭債権の種類ごとに区分された独自のプライシング基準の見直しやデューデリジェンスの精度の向上等により対処する所存ですが、当社グループが常に特定金銭債権の買取において競争力を維持することができる保証はなく、特定金銭債権を買取ることが

できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、競争の激化により、今後特定金銭債権の買取価格の水準が高騰したり、受託手数料が低下した場合には債権回収による利益率が下落し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 回収期間の長期化

当社は、債務者の状況や事情を勘案し、助言及び返済条件の変更等のコンサルティングを行った上で、債務者との間で個別の和解契約を締結し、当該契約に基づき一括又は分割返済による支払を受け又は法的手続きを実行するなどして、特定金銭債権の管理及び回収を行っております。しかし、近年、金融機関等から売却される債権につきましては、債務を再建可能な金額にまで減額して再建を図り、残債権を営業キャッシュ・フローを原資に回収するなどの、いわゆる企業再生型の回収方法を要する債権の比率が高まっております。このような債権は、民事再生法上の再生スキーム等で定められる再生期間によって回収期間が左右されるため、従来に比べて回収期間が長期化する懸念があります。当社は、回収方法及び回収期間をも考慮にいたしたプライシング基準を適用することにより対処していく所存ですが、今後、かかる傾向に拍車がかかる場合には、買取債権の投資効率が悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 法的規制について

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法の概要

許可

債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができません。当社にかかる許可を平成13年10月25日に取得しています(許可番号第58号)。今後、当社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をした場合等には、サービス法第24条に基づき業務停止命令あるいは許可取消処分を受け、債権管理回収業を営むことができなくなるため、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、許可基準はサービス法に規定されておりますが、今後、許可基準が緩和されたことにより、債権回収会社の数が急激に増加し、当社の特定金銭債権の買取・回収業務件数が減少した場合には、当社グループの営業収益及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

業務の範囲

当社は、サービス法の適用を受けており、原則として債権管理回収業及びその附随業務以外の業務を営むことができません。当社がそれ以外の業務を営むためには法務大臣から兼業についての承認を受ける必要がありますが、今後当社が事業範囲の拡大を意図しても法務大臣の兼業承認がなされるか否かは不確実であり、法務大臣の承認が受けられない場合には、事業範囲を拡大することができず、当社グループの事業の遂行及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社は、現在、古物営業、貸金業、不動産関連事業(債権処理及び再生業務に関連するもの)、投資業、コンサルティング業、事務代行業について兼業承認を受けております。

その他の規制

サービス法は、債権回収会社に対して、特定金銭債権の弁済を受けた際の受取証書の交付義務、債権証書の返還義務等、業務上遵守しなければならない事項を定めています。今後の同法等の改正により、新たな規制が設けられた場合には、当社グループの業務遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、債権回収会社は、事業報告書の提出、監査・立入検査等を通じて、法務大臣の監督を受けしており、法務大臣は債権回収業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善を命じることができます。当社は、サービサー法、その他関連諸法令等を遵守して業務を遂行しており、これまで業務改善命令を受けたことはありませんが、今後何らかの事情により業務の改善を命じられた場合には、当社グループの業務遂行に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 古物営業法

当社グループが取得するリース債権又は割賦債権に動産担保権が設定されている場合、当社は当該担保権の目的たる動産を廃棄処分するか、又はこれを転売することがあり得ますが、このような古物の売買等を営業として行う場合には、古物営業法に基づき都道府県公安委員会の許可を受けることが必要です。このため、当社は、東京都公安委員会より古物商の許可を取得しており（許可番号東京都公安委員会第301020308468号）、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、今後何らかの理由により営業の停止命令あるいは許可取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 宅地建物取引業法

債権回収会社が特定金銭債権の担保権を実行し、競売手続により債権回収を行うことは債権管理回収業に含まれるため、宅地建物取引業法の適用は受けません。しかし当社は、債権管理回収業に附随して、特定金銭債権に関する担保不動産の売買、交換若しくは賃借又はその代理若しくは媒介を行う業務を営んでおり、かかる業務を営むには宅地建物取引業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の免許が必要です。当社は同免許を平成15年9月5日に取得しており（免許証番号東京都知事(1)第82273号）、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、何らかの理由により業務停止処分あるいは免許取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、当社業務に関連して不動産の売買、賃貸借及びその仲介等の業務を行うため、宅地建物取引業免許を取得しております（免許証番号東京都知事(1)第83405号）。

(4) 共同買取に関する法規制

当社グループは、自ら又は他の投資会社と共同して特定金銭債権の共同買取業務を行っております。当社グループは共同買取業務を行うに当たって、以下の法律の制約を受ける可能性があります。

不動産特定共同事業法・宅地建物取引業法

当社グループが現在行っている共同買取業務においては、債権買取ビークル（商法に規定される匿名組合）は不動産の自己競落（競売を申し立てた債権者が自分で落札すること）して第三者に売却する場合があるため、不動産特定共同事業法及び宅地建物取引業法の適用を受ける可能性があります。

貸金業法(当社に関して)

共同買取業務を行うに際して、当社が当社の子会社ではない会社に対して資金の貸付を行う場合には貸金業の規制等に関する法律の適用を受ける可能性があります。当社は、今後の共同買取業務において、債権買取ビークルに対して柔軟に資金貸付を行うことを目的として、東京都に貸金業の登録をしており(登録番号東京都知事(1)第28639号)、同業務につきサービサー法に基づく兼業承認を受けております。

貸金業法(子会社及び関連会社に関して)

連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、不動産業務に関連して金銭の貸借の媒介を行う場合があるため、東京都に貸金業の登録をしております(登録番号東京都知事(1)第30365号)。

また、債権買取ビークルが債権回収に当たって、支払期限、利率、支払方法等の変更を行う場合には貸金業の規制等に関する法律の適用を受ける可能性があります。持分法適用関連会社の有限会社シー・エヌ・ツーは上記の方法により債権回収を行う場合があるため、東京都に貸金業の登録をしております(登録番号東京都知事(1)第29418号)。

3 現在の事業体制に関するリスク

(1) 社歴が浅いことについて

当社は平成13年7月に設立された社歴の浅い会社であります。また、法務大臣の許可を取得して本格的な活動を開始したのは平成13年10月であります。

そのため、期間ごとの業績について比較を行うために必要な財務情報が十分に得られず、過年度の経営成績だけでは今後の当社グループの業績見通しを推察する材料としては不十分な面があります。

(2) 小規模組織であることについて

平成20年3月末現在における当社組織を構成する人員は、役員10名(取締役6名、監査役4名)及び従業員98名(臨時従業員、派遣社員を除く)と小規模であり、内部管理体制もこのような小規模な体制に依拠したものとなっております。

今後は、当社グループ事業を取り巻く環境を勘案しながら人員の増加を図っていく方針であります。何らかの理由により突発的な人材の流出等が発生し、代替要員の不在については事務引継ぎ手続の遅延等が生じた場合には、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 借入金依存度が高いことについて

資金調達

当社は、営業キャッシュ・フローを補うため、金融機関等からの有利子負債による調達などを行なってまいりました。平成20年3月末現在の総資産有利子負債比率は76.0%になっており、借入金への依存が相当高い状況にあります。今後も借入金依存度は高い水準で推移することが予想されることから、貸し渋り等により金融機関からの借入が実施できない場合には、債権の買取が実施できず、当社グループの事業に影響があることが懸念されます。

調達金利

上記のとおり、当社は借入に依存する度合いが高いため、今後、経済情勢の変動により金利が急激に上昇した場合には支払利息が収益を圧迫し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 優秀な人材の確保について

当社における金融機関等に向けた特定金銭債権の買取営業、債権のプライシング、債権回収業務等の業務については、これらの業務に関する高度な知識、スキル及び経験を要するものであるため、このような能力を有する優秀な人材を確保することが当社の事業を成長軌道に乗せるために必要であり、当社グループの経営の重要な課題と認識しております。

当社は、今後とも中途採用を中心に積極的に優秀な人材の採用等を進め、かつストックオプション制度等のインセンティブプランの実施により、役職員の経営への参画意識及び業績の向上を図るとともに、優秀な人材の定着を図るよう努めてまいります。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合には、当社グループの事業推進に影響が出る可能性があるとともに、業績にも影響を与える可能性があります。

(5) 内部管理体制について

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、優秀な人材の確保や育成により経営体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

しかしながら、事業の拡大や人員の増強に対して、適切かつ十分な組織の整備等ができるか否かは不確実であり、これらが不十分な場合は、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

4 顧客情報について

当社は、債権管理回収業の遂行上、債務者たる顧客に関する情報を保有しており、個人情報保護法に規定される個人情報取扱事業者であります。当社におきましては、個人情報保護方針及び個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、個人情報の保護管理に関する規程等の整備、顧客情報への閲覧権者を制限する債権管理システムの導入、また、個人情報を取扱う従業員等に対して個人情報保護に必要な教育、監督を徹底し、顧客の個人情報や取引内容等が漏洩することのないように留意しております。

しかしながら、不正行為によるシステム侵入や当社担当者の過誤等の不測の事態により顧客情報が外部へ流出し、当社の管理責任が問われた場合、当社グループの信用が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 取締役弁護士について

サービサー法上、債権回収会社においては、少なくとも1名の弁護士を業務に従事する取締役とすることが要求されています。当社は、取締役弁護士として弁護士豊嶋秀直氏を選任しておりますが、同氏が何らかの理由により、当社の取締役としての業務を行うことが困難となり、後任の弁護士たる取締役が速やかに選任されない場合には、当社の債権管理回収業務の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

6 親会社との関係について

(1) 取引関係について

NISグループ株式会社は平成20年3月末現在、当社議決権73.6%を所有する当社の親会社であります。

当社は親会社の企業グループの中で債権管理回収事業分野に属し、債権管理回収事業（法務大臣許可を受けたサービサー事業）を担う唯一の企業であります。

当社グループは、資本関係等を理由とした親会社の企業グループとの取引は行わないことを基本方針にしております。一方、親会社の企業グループとの取引について、経済的合理性があり、株主利益の最大化が図れ、グループシナジー効果が期待出来るような場合につきましては、諸条件等について市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定した上で、取り組む方針であります。

なお、取引については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 関連当事者との取引」に記載のとおりであります。

(2) 役員の兼任関係及び人的関係について

当社グループがサービサー事業を展開していくうえで、総合的な金融サービス事業を展開する親会社の企業グループとの一定の協力関係は保つ必要があると認識しております。このことから、親会社との経営情報の共有並びに当社経営方針、事業運営に関する有用な助言を得ること等を目的として、NISグループ株式会社の特別顧問である嵯岡秀夫を当社取締役として招聘しております。また、当社取締役清水克敏は、NISグループ株式会社の常務取締役を兼任しております。

なお、平成20年3月末現在における当社グループ従業員105名（臨時従業員、派遣社員を除く）のうち、NISグループ株式会社からの転籍者で課長以上の役職を有する者は6名となっております。また、同社からの受入れ出向は、平成15年9月中間期末において全て解消されており、今後も同社からの出向者の受入れ予定はありません。

(3) NISグループ株式会社の管理体制及び経営への関与について

当社は、NISグループ株式会社の連結子会社であります。同社は関係会社に対する全般的な管理方針を定め、ガバナンス上必要と認められる事項に関する報告や資料の提出を求めることにより、関係会社の指導又は育成を通じて、関係会社の業務の円滑化及び適正化を図っております。

また、平成20年3月末現在におけるNISグループ株式会社の当社株式保有比率は73.6%であるため、同社の事業戦略、経営方針、経営成績又は財務状態等が当社グループの経営方針や事業計画に影響を与える可能性があります。

7 ストックオプションの付与について

当社は、当社の業務に従事する者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また優秀な人材を確保することを目的に、ストックオプション制度を採用しており、旧商法並びに会社法に基づいて、新株予約権（ストックオプション）を付与しております。

平成20年3月末現在において、当社の取締役、監査役及び従業員に対して付与された新株予約権の目的たる株式の総数は7,810株であり、当該株式の総数は、平成20年3月末日現在の発行済株式総数1,087,360株の0.7%に相当しております。

これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、当社株価形成に影響を与える可能性があります。また当社は今後も優秀な人材確保のために、ストックオプションのようなインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しており、今後も新たに新株予約権を付与する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針

債権回収原価の計上基準について

債権回収原価の計上について当社グループは、債権の返済条件によって償却原価法と回収原価法の両方法を適用しております。

償却原価法とは、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 平成12年1月31日会計制度委員会第14号）のとおり、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローの合計額と取得原価との差額について実効利率を求め、この実効利率に基づいて債務者からの入金額を元本の回収と利益とに区分する方法であります。当社グループは、将来キャッシュ・フローが合理的かつ計画的に見積れる債権について会社所定のルールに基づき償却原価法により処理しております。

一方、回収原価法とは、債務者からの回収額を優先して元本（当社の買取金額）に充当し、回収額が元本を超過した部分を利益として認識する方法であります。回収原価法を採用する場合は、債務者からの一括弁済、破産債権等の配当金による回収、譲渡通知等の通知による顧客の任意支払、法的執行による回収、第三者からの任意支払の場合等があげられ、これらはいずれも見積りキャッシュ・フローを合理的かつ計画的に見積ることができないため、償却原価法が適用できませんので回収原価法を採用しております。また、償却原価法を適用していた債権について、当社との和解内容による弁済に遅れが生じ、会社所定の期限以内に遅延分の弁済を受け、その後、和解内容どおりの弁済を受けられない場合には、回収原価法に切り替えることとしております。

貸倒引当金の計上基準について

当社グループが主として取扱う債権は、譲渡元金融機関において不良化したとして認識された債権であります。当社グループは、債権のリスクとリターンを分析し、期待収益率に基づいた将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格（投資現在価値）で当該債権を買取っており、既に当社グループとして回収可能性を反映したもとの買取債権価額となっているため、一般的な債権に対する貸倒引当金と同様に、各決算期の買取債権残高に対して貸倒引当金を計上しております。具体的には、貸倒実績率により計上する一般引当金と、債権買取からの経過期間及び債務者の財務状況等を勘案し個別に回収不能見込額を計上する個別引当金からなっております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の資産合計は、56,717百万円（前連結会計年度末比9.2%減）であり、このうち買取債権は28,750百万円（同8.8%減）、これに伴う貸倒引当金は3,473百万円（同31.3%増）となりました。また、買取不動産は19,145百万円（同1.5%減）となりました。

負債合計は46,162百万円（前連結会計年度末比12.4%減）であり、このうちの主なものは、社債、長期借入金及び短期借入金の有利子負債43,081百万円（同13.6%減）であり、総資産有利子負債比率は76.0%となりました。

資本金及び資本剰余金が、新株予約権行使による株式の発行により10百万円増加し、利益剰余金が、剰余金配当により884百万円減少し、当期純利益の計上により1,258百万円増加したことなどから、株主資本は8,945百万円となりました。また、評価・換算差額等△23百万円、新株予約権102百万円、少数株主持分1,531百万円を合わせて純資産額は10,555百万円となりました。なお、自己資本比率は15.8%となり前連結会計年度に比べ2.1ポイント上昇いたしました。

買取債権

買取債権につきましては28,750百万円（前連結会計年度末比8.8%減）となりました。これは、当期買取による増加額が12,334百万円（前連結会計年度は19,564百万円の増加）、回収及び貸倒れによる減少額がそれぞれ12,904百万円（同12,844百万円の減少）、1,373百万円（同830百万円の減少）、その他の減少額が813百万円（同230百万円の減少）となった結果であります。

買取した債権からの買取債権回収高が当社グループの利益の源泉であり、その多寡により業績は大きく左右されることとなる為、今後につきましても金融機関等の開拓及び取引を拡大、良質債権の選定と効果的な買取をし、更なる買取債権の増加を目指してまいります。

貸倒引当金

買取債権に伴う貸倒引当金につきましては、3,473百万円（前連結会計年度末比31.3%増）となりました。これは、一般引当金については184百万円（同59.1%増）、個別引当金は3,289百万円（同30.0%増）となった結果であります。当社グループは、会社所定の貸倒引当金計上基準の採用により、健全な財務体質の構築に努めております。

有利子負債

有利子負債につきましては、積極的な調達活動により短期借入金が17,014百万円（前連結会計年度末比20.1%増）、長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）が25,187百万円（同28.3%減）、また社債（1年内償還予定社債を含む）が880百万円（同63.0%増）となり、有利子負債合計額は43,081百万円（同13.6%減）、総資産有利子負債比率は76.0%となりました。当社グループは借入金依存度が高い状況であるため、今後も調達手段の多様化や取引先との条件改善交渉等により安定した資金の確保に努めてまいります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,771百万円減少し、1,618百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、144百万円の資金の減少となりました（前連結会計年度は14,711百万円の減少）。これは、主に税金等調整前当期純利益が3,090百万円（前連結会計年度比2,059百万円減）、貸倒関連費用が2,218百万円（同534百万円増）となったものの、投資有価証券損益分配額が2,982百万円（同1,963百万円減）、法人税等の支払額が2,331百万円（同36百万円減）、買取債権に係る資金の純増額が570百万円（前連結会計年度は6,734百万円の純減）、買取不動産に係る資金の純減額が224百万円（同11,845百万円の純減）となったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、3,553百万円の資金の増加となりました（前連結会計年度は960百万円の増加）。これは、主に投資有価証券に係る資金の純増額が3,726百万円（同1,139百万円の純増）と分配による収入が取得による支出を上回ったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、7,178百万円の資金の減少となりました（前連結会計年度は16,663百万円の増加）。これは、主に短期借入金の純増額が2,843百万円（前連結会計年度比5,880百万円の純増）となったものの、長期借入金の純減額10,180百万円（同10,831百万円の純増）と有利子負債の圧縮がすすんだことによるものであります。

(4) 経営成績の分析

営業収益

効率的な債権の管理回収の進捗により買取債権回収高は18,792百万円（前連結会計年度比0.0%増）、買取不動産につきましては、第4四半期に予定していた不動産物件の売却が計画通り進まなかったことから、買取不動産売却高は4,326百万円（同59.5%減）となりました。なお、NISグループ(株)による新規ビル開発プロジェクトの進捗に伴う当該プロジェクトに係る出資収益等の計上などにより、その他収入は4,739百万円（同113.2%増）となり、合計では27,859百万円（同12.1%減）となりました。

営業費用

買取債権回収高に伴う債権回収原価12,904百万円（前連結会計年度比0.5%増）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）の早期適用に伴う買取不動産評価損947百万円を含む買取不動産売却原価4,784百万円（同43.9%減）、その他原価123百万円を合わせ、合計では17,812百万円（同17.0%減）となりました。この結果、営業総利益は10,046百万円（同1.8%減）となりました。

販売費及び一般管理費

主に給料手当647百万円（前連結会計年度比16.0%増）、買取債権に伴う貸倒関連費用2,202百万円（同30.5%増）等を計上し、合計5,170百万円（同23.5%増）となりました。この結果、営業利益は4,875百万円（同19.4%減）となりました。

営業外収益及び営業外費用

営業外収益は、40百万円（前連結会計年度比64.9%減）となり、営業外費用につきましては、主に資金調達に伴う支払利息1,258百万円（同38.0%増）等により、合計で1,670百万円（同72.0%増）となりました。この結果、経常利益は3,245百万円（同37.5%減）となりました。

特別利益及び特別損失

特別利益は、12百万円となり、特別損失は投資有価証券評価損等により、167百万円となりました。

以上の結果、法人税関連費用は1,721百万円（前連結会計年度比13.0%減）となり、また少数株主利益110百万円（同75.9%減）の計上により、当期純利益は1,258百万円（同53.6%減）となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における記載すべき重要な設備投資等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける重要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(単位：百万円)			従業員数 (名)
		建物	器具備品	合計	
本社 (東京都新宿区)	業務施設	20	7	27	98(7)

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 本社物件は、賃借物件であり、床面積は1,194.49㎡、年間賃借料は128百万円(共益費含む。)であります。
3 従業員は就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用人員数を()内に外数で記載しております。
4 上記の他、リース設備の主なものとして、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本 社 (東京都新宿区)	債権回収業務システム及びソフトウェア等	一式	4～5年	24	32

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,087,360	1,087,440	東京証券取引所 (マザーズ)	—
計	1,087,360	1,087,440	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年3月30日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	7個(注)3	6個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	560株(注)1, 3, 4	480株(注)1, 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額	6,250円(注)2, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,250円 資本組入額 3,125円	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、80株であります。
ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。

4 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

平成17年6月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	545個(注)3	545個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,180株(注)1,3,4	2,180株(注)1,3,4
新株予約権の行使時の払込金額	51,549円(注)2,4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,549円 資本組入額 25,775円	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。

4 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年8月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	1,400個	1,400個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,400株(注)1	1,400株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	67,362円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 67,362円 資本組入額 33,681円	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位を有していることを要する。 当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

平成18年 8 月 7 日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成20年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数	3,670個	3,640個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,670株(注) 1	3,640株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	58,380円(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 9 月 1 日～ 平成23年 8 月 6 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,380円 資本組入額 29,190円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる 1 株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年11月27日(注)1	100	10,100	4	504	4	4
平成16年2月11日(注)2	1,030	11,130	257	762	257	262
平成16年6月1日(注)3	11,130	22,260	—	762	—	262
平成16年9月16日(注)4	2,500	24,760	903	1,665	1,189	1,451
平成16年4月1日 ～ 平成16年12月19日(注)5	1,410	26,170	17	1,682	17	1,469
平成16年12月20日(注)6	104,680	130,850	—	1,682	—	1,469
平成16年12月21日 ～ 平成17年3月31日(注)7	850	131,700	2	1,684	2	1,471
平成17年5月20日(注)8	131,700	263,400	—	1,684	—	1,471
平成17年4月1日 ～ 平成17年11月20日(注)9	4,200	267,600	9	1,694	9	1,480
平成17年11月21日(注)10	267,600	535,200	—	1,694	—	1,480
平成17年11月22日 ～ 平成18年3月31日(注)11	1,200	536,400	0	1,695	0	1,481
平成18年4月1日(注)12	536,400	1,072,800	—	1,695	—	1,481
平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日(注)13	11,520	1,084,320	36	1,731	36	1,517
平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日(注)14	3,040	1,087,360	5	1,736	4	1,522

(注) 1 有償・第三者割当 発行価格90,000円 資本組入額45,000円 割当先ニッシン債権回収株式会社従業員持株会

2 有償・第三者割当 発行価格500,000円 資本組入額250,000円 割当先ソフトバンク・インベストメント株式会社、ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号、みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行、信金キャピタル一号投資事業有限責任組合、ミレニア二千投資事業有限責任組合 他10名

3 株式分割(1:2)

4 有償一般募集(ブックビルディング方式)
発行価格900,000円 発行価額 837,000円
資本組入額361,250円

5 新株予約権の権利行使

6 株式分割(1:5)

7 新株予約権の権利行使

8 株式分割(1:2)

9 新株予約権の権利行使

10 株式分割(1:2)

11 新株予約権の権利行使

12 株式分割(1:2)

13 新株予約権の権利行使

14 新株予約権の権利行使

15 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が80株、資本金が250,000円及び資本準備金が250,000円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	4	22	52	32	6	8,636	8,752	—
所有株式数(株)	—	2,335	12,752	815,129	41,102	140	215,902	1,087,360	—
所有株式数の割合(%)	—	0.22	1.17	74.96	3.78	0.01	19.86	100.00	—

(注) 「その他法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が14株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
N I Sグループ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1 新宿エルタワー25階 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6)	800,000	73.6
天 野 量 公	東京都千代田区	12,000	1.1
ゴールドマン サックス インターナショナル (常任代理人 ゴールド マン・サックス証券株式 会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K	10,009	0.9
エイチエスビーシー バ ンク ビーエルシー ク ライアント ノンタック ス トリーティ (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ	8,209	0.8
エムエルピー エフエス カストディー (常任代理人 メリルリ ンチ日本証券株式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 US	7,787	0.7
合 田 益 己	東京都北区	6,723	0.6
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	5,341	0.5
バンク オブ ニューヨ ーク ジー・ジー・エム ク ライアント アカウ ント ジェイピーアール デイ アイエスジー エ フイーエイシー (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM	4,907	0.5
寄 岡 正 一	東京都杉並区	4,440	0.4
G E三洋クレジット株式 会社	大阪府大阪市中央区城見1丁目2-27	4,000	0.4
株式会社スター・キャピ タル	東京都港区虎ノ門3丁目8-21	4,000	0.4
有限会社ナイスコーポレ ーション	東京都杉並区高円寺北3丁目2-15	4,000	0.4
計	—	871,416	80.1

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,087,360	1,087,360	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,087,360	—	—
総株主の議決権	—	1,087,360	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14株(議決権14株)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づき平成16年3月30日臨時株主総会終結後に在任する当社監査役及び従業員に対して新株予約権を付与することを平成16年3月30日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づき平成17年6月21日定時株主総会
 終結後に在任する当社取締役、顧問、従業員、関係会社の取締役及び関係会社の従業員に対して新
 株予約権を付与することを平成17年6月21日の定時株主総会において特別決議されたものでありま
 す。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社顧問 6名 当社従業員 33名 関係会社の取締役 1名 関係会社の従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成18年8月7日の取締役会
 において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成18年8月7日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月7日								
付与対象者の区分及び人数	<table> <tr> <td>当社従業員</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>当社顧問</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>関係会社の取締役</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>関係会社の従業員</td> <td>5名</td> </tr> </table>	当社従業員	80名	当社顧問	6名	関係会社の取締役	1名	関係会社の従業員	5名
当社従業員	80名								
当社顧問	6名								
関係会社の取締役	1名								
関係会社の従業員	5名								
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。								
株式の数	同上								
新株予約権の行使時の払込金額	同上								
新株予約権の行使期間	同上								
新株予約権の行使の条件	同上								
新株予約権の譲渡に関する事項	同上								
代用払込みに関する事項	同上								
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上								
新株予約権の取得条項に関する事項	同上								

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていく方針であり、配当政策につきましてはグループ経営の成果指標である連結業績を重視し、連結当期純利益に対する配当性向30%を目途とすることとしております。

なお、当社の剰余金配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関については取締役会としております。

当連結会計年度につきましては、上記方針に基づき1株につき415円の間配当を実施いたしました。が、予定の通期業績を計上することが出来なかったことから、期末配当金につきましては見送ることとさせていただきます。

なお、平成19年12月に実施した中間配当415円により、当連結会計年度の年間配当性向は、35.9%となります。

内部留保金の使途につきましては、主として金融機関等からの特定金銭債権の買取資金に充当する予定であります。

当社は、取締役会決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当金(円)
平成19年11月6日 取締役会決議	451	415

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	—	2,330,000 □145,000	223,000 □84,800	97,900	42,400
最低(円)	—	1,250,000 □123,000	121,000 □72,800	28,200	11,600

(注) 1 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

2 当社株式は、平成16年9月16日から東京証券取引所市場(マザーズ)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

3 □は株式分割権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	20,990	23,770	20,400	16,380	17,000	15,790
最低(円)	13,910	16,400	16,300	11,600	13,500	13,050

(注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	執行役員	合 田 益 己	昭和29年 5月13日	昭和54年 6月 平成12年10月 平成13年 7月 平成14年 6月 平成15年 6月 平成16年 1月 平成16年 6月 平成17年 7月 平成18年 7月 平成18年 8月 平成19年 6月	株式会社日新商事(現NISグループ株式会社)入社 同社管理部長 当社取締役審査部長 取締役審査部長兼総務部長 取締役総務部長 常務取締役総務部長 常務取締役 常務取締役事業開発部長 常務取締役 常務取締役兼執行役員 代表取締役社長兼執行役員(現任)	(注) 4	6,723
常務取締役	執行役員経営 管理部長	山 口 達 也	昭和46年 4月 5日	平成 6年 4月 平成15年10月 平成16年 3月 平成17年11月 平成18年 8月 平成19年 6月	株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)入社 同社経営企画部副部長 当社経営企画部長 経営企画部長兼総務部長 執行役員経営管理部長 常務取締役兼執行役員経営管理部長(現任)	(注) 4	2,017
取締役	執行役員投資 事業部長	森 泉 浩 一	昭和42年 4月 3日	平成15年11月 平成17年 2月 平成17年 7月 平成17年 9月 平成18年 8月 平成19年 6月 平成19年12月	株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ取締役 当社アセットマネジメント部副部長 アセットマネジメント部長付部長 アセットマネジメント部長 執行役員アセットマネジメント部長 取締役兼執行役員アセットマネジメント部長 取締役兼執行役員投資事業部長(現任)	(注) 4	59
取締役	執行役員	豊 嶋 秀 直	昭和14年 3月30日	昭和40年 4月 昭和63年12月 平成 5年 7月 平成 9年12月 平成12年11月 平成13年10月 平成17年 6月 平成18年 8月	東京地方検察庁検事 東京高等検察庁検事 最高検察庁検事 公安調査庁長官 福岡高等検察庁検事長 弁護士登録(東京弁護士会) 当社取締役 取締役兼執行役員(現任)	(注) 1、4	41
取締役		清 水 克 敏	昭和29年 4月 9日	平成11年 4月 平成14年10月 平成15年 6月 平成16年 1月 平成16年 3月 平成17年 9月 平成18年 6月 平成18年 8月 平成19年 6月	株式会社リサ・パートナーズ取締役 株式会社エイマックス取締役 当社審査部長 取締役審査部長 取締役アセットマネジメント部長 取締役アセットマネジメント部担当 株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)取締役 取締役(現任) NISグループ株式会社常務取締役(現任)	(注) 4	1,791
取締役		寄 岡 秀 夫	昭和 3年 5月14日	昭和35年 5月 平成12年 6月 平成13年 5月 平成15年10月 平成16年 1月 平成18年 6月 平成20年 2月	株式会社日新商事(現NISグループ株式会社)代表取締役社長 株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)代表取締役会長 株式会社日新ビル代表取締役社長 就任(現任) 当社監査役 取締役(現任) 株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)取締役相談役 現NISグループ株式会社特別顧問(現任)	(注) 2、4	416
監査役 (常勤)		森 田 昌 弘	昭和14年 9月18日	昭和38年 4月 昭和56年11月 昭和63年 8月 平成16年10月 平成18年 6月	株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 同社金融法人部次長 株式会社ジェーシービー(出向) 同社業務推進部長 当社顧問 常勤監査役(現任)	(注) 5	51
監査役 (常勤)		大 森 廣 行	昭和22年11月11日	昭和45年 4月 昭和57年 4月 平成元年 7月 平成 4年 6月 平成 7年 3月 平成10年 3月 平成12年 3月 平成17年10月 平成19年 6月	株式会社ジェーシービー入社 同社静岡支店長 同社名古屋支店長 同社東京営業部副部長 同社加盟店部長 同社業務推進部長 同社九州支店長 同社調査部長 当社監査役(現任)	(注) 6	41

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		吉本 修二	昭和16年10月30日	昭和39年4月 平成4年6月 平成5年6月 平成7年6月 大蔵省入省 大蔵省造幣局長 住宅金融公庫理事 社団法人第二地方銀行協会専務理事 平成15年10月 平成15年12月 平成16年1月 当社監査役(現任) 弁護士登録(東京弁護士会所属) 小林・長谷川法律事務所入所	(注) 7	2,041
監査役		山田 啓之	昭和39年10月20日	平成8年8月 平成12年3月 平成12年6月 平成12年11月 平成13年7月 税理士登録 株式会社ジーピージー代表取締役 (現任) 株式会社シープロド監査役(現任) エイジックス株式会社代表取締役 (現任) 当社監査役(現任)	(注) 7	1,620
計						14,800

- (注) 1 取締役豊嶋秀直は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
- 2 取締役寄岡秀夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 監査役吉本修二及び山田啓之の両名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役森田昌弘の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役大森廣行の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 監査役吉本修二及び山田啓之の両名の任期は、それぞれ平成17年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

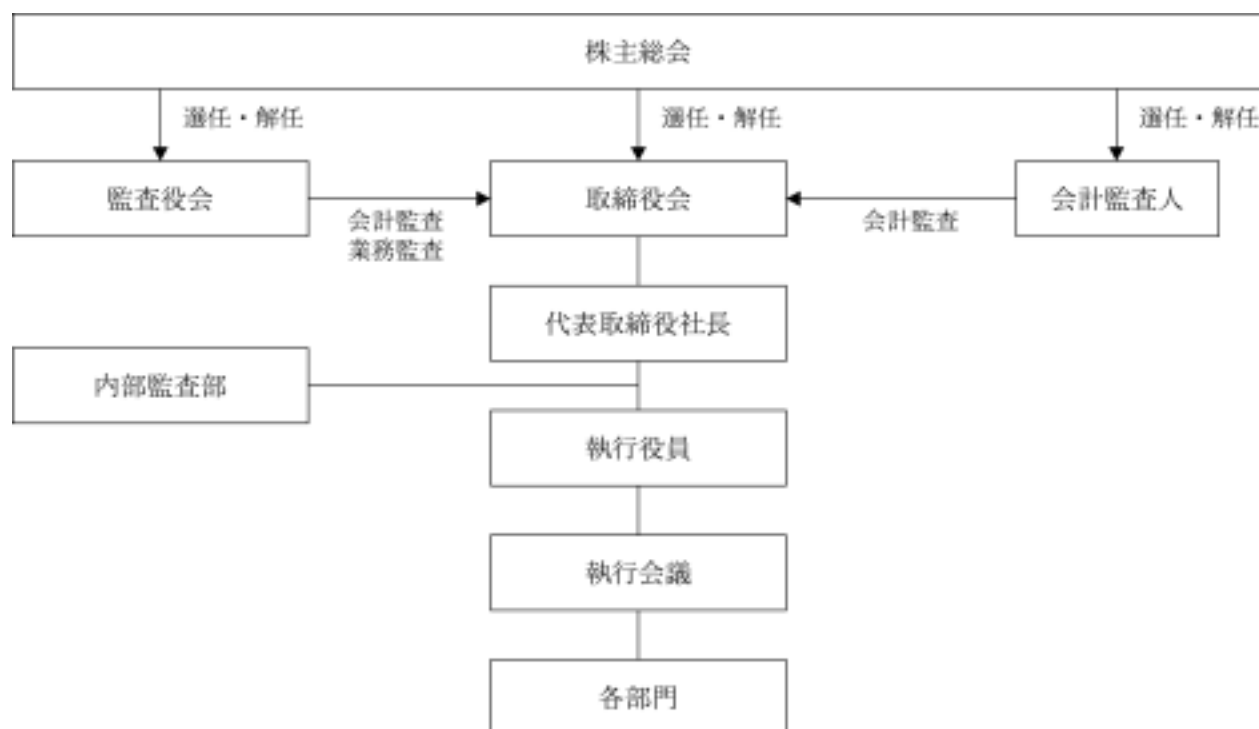
当社は、経営の透明性と健全性を高め、責任の明確化を図ることにより、コンプライアンス体制を確保・強化し、ステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員等)の利益を極大化していくことを経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、機能的かつ効果的なコーポレート・ガバナンス体制を目指し、取締役会・監査役会等の経営機構の充実に取り組んでおります。

(1) 会社の企業統治に関する事項

会社の機関の内容

取締役会は、平成20年6月23日現在、6名で構成されており、6名中1名が社外取締役、他1名は「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。取締役会は原則として月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況が報告されており、監査役も出席し、経営全般及び個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。また、業務執行の効率化及び責任と権限の明確化を図るため、平成18年8月より執行役員制度を導入し、平成20年6月23日現在6名の執行役員(内、取締役兼務4名)を選任しております。なお、取締役会の定める基本方針に基づき経営上の個々の業務執行を決定する機関として執行会議を設定し、毎月1回開催しております。執行会議のメンバーは執行役員及び各部長で構成されており、常勤監査役もオブザーバーとして出席しております。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが経営の重要課題と認識し、平成18年5月に取締役会において決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に則り、内部統制システム及びリスク管理体制の構築・整備を進めております。

なお、当該基本方針に基づく、主な体制整備の状況は以下のとおりであります。

- i. コンプライアンス体制におきましては、当社取締役弁護士1名及び弁護士資格を有する社外監査役1名が、経営の重要事項の決定、業務の進捗状況の確認・監督を行っております。また、当社の業務執行上、適用を受けるサービス法に関する確認は事務管理部及び法務部が担当しており、必要に応じて外部弁護士への確認を行っております。なお、違法行為等によるコンプライアンスリスクを極小化するため、親会社NISグループ株式会社が設置・運営する「内部通報制度」の共同利用を行っております。
- ii. リスク管理体制におきましては、経営管理部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理することとしております。また、開示を要する可能性のある重要事実（リスク）が発生した場合、経営管理部は当該情報の一元管理を行うとともに、適時開示の必要性、開示内容等について速やかに検討することとしております。
- iii. 情報管理体制におきましては、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定及び重要な業務執行に関する情報並びに文書等に関して、「文書管理規程」、「文書管理細則」に基づき適切に保存及び管理することとしております。
- iv. 当社グループの業務の適正確保に関する体制におきましては、経営管理部は、「関連会社管理規程」に基づきグループ管理を行い、内部監査部は、定期的にグループ会社の監査（業務監査・内部統制監査）を行うこととしております。

役員報酬の内容

役員報酬	105百万円
社内取締役を支払った報酬	71百万円
社外取締役を支払った報酬	一百万円
社内監査役を支払った報酬	21百万円
社外監査役を支払った報酬	12百万円

- (注) 1. 社内取締役の報酬には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。
2. 社内取締役の報酬には、当事業年度に係る役員賞与11百万円が含まれております。
3. 社内取締役及び社内監査役を支払った報酬には、平成19年6月22日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した、取締役天野量公氏及び監査役新名忠矩にかかる報酬が含まれております。
4. 社外取締役は無報酬であります。

責任限定契約の内容

当社は、社外取締役については平成16年6月18日開催の第3期定時株主総会、社外監査役については平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、それぞれ定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

i. 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

ii. 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

監査報酬の内容

監査報酬	10百万円
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	10百万円
上記以外の業務に基づく報酬	一百万円

(2) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査

内部監査は、内部監査部が担当しており、会社業務の適正な運営並びに財産の保全を図るとともに、不正過誤を防止し、業務効率の改善を図り、事業の健全な発展に努めております。

内部監査の手続きにつきましては、当社の定める「内部監査規程」に基づき、年度計画を立案し代表取締役社長の承認を得たうえで監査を実施しており、改善を要する事項については改善指示書を被監査部門長に通知し、改善措置を要請しております。なお、監査報告は代表取締役社長、監査役に書面にてなされるとともに、執行会議において報告されております。

監査役監査

当社の監査役は4名で構成されており、4名中2名が社外監査役であります。また、社外監査役の1名は弁護士資格、1名は税理士資格をそれぞれ有しております。

監査役会は原則として年12回開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及び重要会議への出席のほか、財産の状況の調査等を通じ、取締役の意思決定及び業務執行に対する監査を行っております。

なお、監査役会に専任スタッフは置いておりませんが、必要に応じて内部監査部を中心とした関係各部門が監査役をサポートしております。

(3) 内部監査、監査役及び外部監査人の相互連携

内部監査専任者及び監査役は、外部監査人による会計監査に立会のうえ、適時意見交換するとともに、必要に応じ相互協議を行っております。

(4) 社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役寄岡秀夫は当社の株式を416株所有しております。また、当社の親会社であるNISグループ株式会社の特別顧問であり、当該親会社の大株主である株式会社日新ビルの代表取締役社長であります。なお、当社は親会社との間に借入金等の取引関係があります。

社外監査役吉本修二及び山田啓之は当社の株式をそれぞれ2,041株、1,620株所有しております。社外監査役2名は、当社及び当社子会社とは一切の人的関係及び取引関係その他の特別な利害関係はありません。なお、社外監査役吉本修二は、株式会社栃木銀行の社外監査役を兼任しており、当社は同社との間に借入金等の取引関係があります。

(5) 会計監査人に関する事項

当社の会計監査人に関する事項については、以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
業務執行社員 都甲 和幸	三優監査法人	2年
業務執行社員 古藤 智弘	三優監査法人	7年

監査業務に係る補助者につきましては、以下のとおりであります。

公認会計士	3名
会計士補等	3名
その他	3名

(6) 取締役の定数及び取締役の選任要件の内容

当社の取締役の定数は、10名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を、同じく定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議について、株主総会の円滑な運営を目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 株主総会決議につき取締役会で決議することができる事項の内容

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元を実施するべく、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年12月26日 内閣府令第88号)附則第3項のただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則を早期に適用しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年12月26日 内閣府令第88号)附則第3項のただし書きにより、改正後の財務諸表等規則を早期に適用しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2 監査証明について

当社は、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ連結財務諸表並びに財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金	※2	5,750		1,618	
2 買取債権	※2	31,508		28,750	
3 買取不動産	※2	19,439		19,145	
4 繰延税金資産		892		1,571	
5 その他		755		3,223	
貸倒引当金		△2,645		△3,473	
流動資産合計		55,700	89.2	50,835	89.6
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		33		33	
減価償却累計額		10	23	13	20
(2) 器具備品		14		16	
減価償却累計額		6	7	9	7
有形固定資産合計			30	28	0.1
2 無形固定資産			8	12	0.0
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※1		1,761	5,107	
(2) 関連会社長期貸付金			423	527	
(3) 出資金	※1		4,327	—	
(4) 繰延税金資産			66	58	
(5) その他			151	164	
貸倒引当金			—	△16	
投資その他の資産合計			6,729	5,841	10.3
固定資産合計			6,769	5,882	10.4
資産合計			62,470	56,717	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1	※2	14,171		17,014	
2	※2	13,412		15,796	
3		160		130	
4		1,309		1,806	
5		19		12	
6		1,545		1,261	
		流動負債合計	30,617 49.0	36,020	63.5
II 固定負債					
1		380		750	
2	※2	21,713		9,391	
3		1		0	
		固定負債合計	22,094 35.4	10,141	17.9
		負債合計	52,711 84.4	46,162	81.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1		1,731		1,736	
2		1,517		1,522	
3		5,313		5,686	
		株主資本合計	8,561 13.7	8,945	15.8
II 評価・換算差額等					
1		—		△23	
2		△0		△0	
		評価・換算差額等合計	△0 △0.0	△23	△0.0
III 新株予約権					
		114	0.2	102	0.1
IV 少数株主持分					
		1,082	1.7	1,531	2.7
		純資産合計	9,758 15.6	10,555	18.6
		負債純資産合計	62,470 100.0	56,717	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1 買取債権回収高		18,789			18,792		
2 買取不動産売却高		10,678			4,326		
3 その他		2,222	31,690	100.0	4,739	27,859	100.0
II 営業費用							
1 債権回収原価		12,844			12,904		
2 買取不動産売却原価	※1	8,521			4,784		
3 その他原価		88	21,454	67.7	123	17,812	63.9
営業総利益			10,235	32.3		10,046	36.1
III 販売費及び一般管理費	※2		4,187	13.2		5,170	18.6
営業利益			6,048	19.1		4,875	17.5
IV 営業外収益							
1 受取利息		18			25		
2 匿名組合出資収益		78			—		
3 持分法による投資利益		11			—		
4 為替差益		0			—		
5 消費税等免除益		—			4		
6 その他		5	114	0.4	9	40	0.1
V 営業外費用							
1 支払利息		912			1,258		
2 融資手数料		—			242		
3 その他		59	971	3.1	169	1,670	6.0
経常利益			5,192	16.4		3,245	11.6

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1 新株予約権戻入益		5	5	0.0	12	12	0.1
VII 特別損失							
1 固定資産除却損	※3	2			—		
2 投資有価証券評価損		44	47	0.1	167	167	0.6
税金等調整前当期純利益			5,150	16.3		3,090	11.1
法人税、住民税及び事業税		2,214			2,393		
法人税等調整額		△236	1,978	6.2	△672	1,721	6.2
少数株主利益			460	1.5		110	0.4
当期純利益			2,711	8.6		1,258	4.5

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	1,695	1,481	3,472	6,649
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	36	36	—	72
剰余金の配当(注)	—	—	△439	△439
剰余金の配当(中間配当)	—	—	△394	△394
役員賞与(注)	—	—	△28	△28
当期純利益	—	—	2,711	2,711
関係会社増加に伴う利益剰余金減少高	—	—	△7	△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	36	36	1,840	1,912
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	5,313	8,561

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	—	—	—	—	6,649
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	72
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△439
剰余金の配当(中間配当)	—	—	—	—	△394
役員賞与(注)	—	—	—	—	△28
当期純利益	—	—	—	—	2,711
関係会社増加に伴う利益剰余金減少高	—	—	—	—	△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△0	△0	114	1,082	1,196
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△0	△0	114	1,082	3,109
平成19年3月31日残高(百万円)	△0	△0	114	1,082	9,758

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	5,313	8,561
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	5	4	—	10
剰余金の配当	—	—	△884	△884
当期純利益	—	—	1,258	1,258
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	5	4	373	383
平成20年3月31日残高(百万円)	1,736	1,522	5,686	8,945

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	—	△0	△0	114	1,082	9,758
連結会計年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	—	10
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△884
当期純利益	—	—	—	—	—	1,258
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△23	0	△22	△12	448	413
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△23	0	△22	△12	448	797
平成20年3月31日残高(百万円)	△23	△0	△23	102	1,531	10,555

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		5,150	3,090
減価償却費		7	8
株式報酬費用		120	—
新株予約権戻入益		△5	△12
株式交付費		5	1
貸倒引当金の増加額		853	845
役員賞与引当金の増減額		19	△7
受取利息		△18	△81
支払利息及び社債利息		912	1,258
匿名組合利益		△1,018	—
投資有価証券損益分配額		—	△2,982
買取不動産評価損		—	947
持分法による投資損益		△11	62
固定資産除却損		2	—
投資有価証券評価損		44	167
貸倒償却額		830	1,373
その他流動資産の減少額		△42	△2,000
その他流動負債の増減額		299	△111
為替差益		△0	—
役員賞与の支払額		△28	—
その他		△164	508
小計		6,955	3,068
利息の受取額		19	76
利息の支払額		△811	△1,308
法人税等の支払額		△2,295	△2,331
小計		3,868	△495
買取不動産の買取による支出	※2	△20,375	△3,785
買取不動産の売却による収入		8,529	3,564
買取債権の買取による支出		△19,578	△12,334
買取債権の回収による収入	※2	12,844	12,904
営業活動によるキャッシュ・フロー		△14,711	△144

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△13	△3
無形固定資産の取得による支出		△3	△4
投資有価証券の取得による支出		△1,681	△3,756
投資有価証券の分配金受取による収入		—	7,483
匿名組合出資金の払込による支出		△1,407	—
匿名組合出資金の分配金受取による収入		4,228	—
関連会社への貸付による支出		△323	△218
関連会社貸付金の回収による収入		69	102
関係会社株式の抛出による支出		—	△38
貸付金の回収による収入		132	—
連結の範囲の変更に伴う子会社出資金の 売却による支出	※3	△1	—
出資金の抛出による支出		△0	—
出資金の戻入による収入		2	—
敷金の減少額		△42	△11
その他		—	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		960	3,553
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		21,740	22,590
短期借入金の返済による支出		△15,859	△19,746
長期借入れによる収入		23,222	7,547
長期借入金の返済による支出		△12,390	△17,728
制限付預金の預入による支出		△3,482	△3,677
制限付預金の払出による収入		4,049	4,038
社債の発行による収入		487	493
社債の償還による支出		△110	△160
株式の発行による収入		66	8
少数株主からの匿名組合出資金払込等 による収入		—	338
少数株主への配当による支出		△228	—
配当金の支払額		△831	△882
財務活動によるキャッシュ・フロー		16,663	△7,178
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		2,912	△3,770
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,264	5,390
VI 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加		213	—
VII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少		—	△1
VIII 現金及び現金同等物の期末残高		5,390	1,618

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>子会社はすべて連結しております。</p> <p>連結子会社の数 20社 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他17社</p> <p>当連結会計年度に新たに設立した6社及び匿名組合の出資持分の過半数以上を取得した2社、また、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の公表により、支配力基準の厳格化適用を行った投資事業組合等5社を合わせて計13社増加しております。</p> <p>なお、(有)シー・エヌ・インベストメンツについては、出資持分の一部を譲渡したことにより持分比率が減少したため、持分法適用関連会社になっております。 (会計処理の変更)</p> <p>当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、総資産が269百万円、負債合計が13百万円、少数株主持分が263百万円増加し、株主資本合計が7百万円減少しております。</p> <p>また、営業収益が4,333百万円、営業利益が1,200百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が446百万円、少数株主利益が449百万円増加し、当期純利益が2百万円減少しております。</p>	<p>子会社はすべて連結しております。</p> <p>連結子会社の数 23社 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他20社</p> <p>当連結会計年度に新たに設立した2社及び出資持分の過半数以上を取得した4社を合わせて計6社増加しております。</p> <p>なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(有)新日本創造ファンドは、匿名組合出資の払戻により支配力がなくなったため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、(有)西新宿インベストメンツ及び、有限責任中間法人西新宿トラスト・ワンについては、平成20年3月21日及び平成20年3月26日付でそれぞれ清算終了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用した関連会社数 9社</p> <p>関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株)(旧社名三洋パシフィック投資顧問(株)) その他3社</p> <p>なお、前連結会計年度まで連結子会社であった(有)シー・エヌ・インベストメンツは、出資持分を一部譲渡したことにより持分比率が減少したため持分法適用会社となり、この他設立による1社及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の適用による持分法の適用会社の範囲の変更による2社の増加を合わせて計4社が当連結会計年度より、持分法適用会社となりました。</p> <p>また、(有)ニッシンメディカル・パートナーズは、事業終了に伴い清算終了したため関連会社ではなくなりました。</p> <p>連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・ツーは、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。</p>	<p>持分法を適用した関連会社数 11社</p> <p>関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他5社</p> <p>なお、当連結会計年度において新たに設立したNTP(株)、その他1社の計2社が持分法適用関連会社として増加しております。</p> <p>連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー及び(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とするシー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・ツー並びにその他1社は、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="531 322 954 427"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>決算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結子会社9社</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>連結子会社3社</td> <td>2月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、連結子会社については、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	会社名	決算日	連結子会社9社	12月31日	連結子会社3社	2月28日	<p>連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="981 322 1414 427"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>決算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結子会社11社</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>連結子会社3社</td> <td>2月29日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、連結子会社については、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	会社名	決算日	連結子会社11社	12月31日	連結子会社3社	2月29日
会社名	決算日													
連結子会社9社	12月31日													
連結子会社3社	2月28日													
会社名	決算日													
連結子会社11社	12月31日													
連結子会社3社	2月29日													
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。ただし建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。ただし建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。 (会計処理の変更) 当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p>												

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これに伴い、前連結会計年度において連結損益計算書の営業外費用の内訳として表示しておりました「新株発行費」については「株式交付費」とし、金額的重要性が低いため「その他」に含めて表示する方法に変更しております。なお、当連結会計年度における「株式交付費」は、6百万円であります。</p> <p>また、前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「新株発行費」は当連結会計年度より「株式交付費」として掲記しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。</p>	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 同左</p> <p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が19百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段と対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ・ヘッジ対象 市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金) <p>ヘッジ方針 資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。</p> <p>また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段と対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性の評価方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>買取不動産の評価基準及び評価方法</p> <p>買取債権の自己競落又は債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p> <p>なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。</p>	<p>買取不動産の評価基準及び評価方法</p> <p>買取債権の自己競落又は債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p> <p>なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。</p> <p>(会計処理の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準9号）に基づき、買取不動産の時価を算定する受入準備が整った当連結会計年度末から同会計基準を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて買取不動産評価損947百万円を営業費用（買取不動産売却原価）に計上し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合に比べて営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ474百万円減少しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	同左
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>	同左

会計処理の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、8,561百万円であります。</p> <p>また、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は120百万円、税金等調整前当期純利益が114百万円減少しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「社債利息」(当連結会計年度 4百万円)及び「シンジケートローン組成費用」(当連結会計年度 23百万円)は、金額的重要性が低いため、当連結会計年度よりそれぞれ営業外費用の「支払利息」及び「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度において投資その他の資産の「出資金」に含めておりました一部の匿名組合契約上の権利(前連結会計年度 4,323百万円、当連結会計年度 3,641百万円)は、金融商品取引法の施行により、みなし有価証券の範囲に含まれたことに伴い、当連結会計年度より、投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。</p> <p>また、前連結会計年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「出資金」(当連結会計年度 1百万円)は、資産総額の100分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました「匿名組合出資収益」(当連結会計年度 2百万円)は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「匿名組合利益」(当連結会計年度 2,545百万円)は、金融商品取引法の施行により一部の匿名組合契約上の権利がみなし有価証券の範囲に含まれたことに伴い、当連結会計年度より「投資有価証券損益分配額」に含めて表示しております。</p> <p>また、前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「匿名組合出資金の払込による支出」(当連結会計年度 2,246百万円)及び「匿名組合出資金の分配金受取による収入」(当連結会計年度 5,445百万円)は、同理由に伴い、当連結会計年度より「投資有価証券の取得による支出」及び「投資有価証券の分配金受取による収入」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																												
<p>※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">87百万円</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">89百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	87百万円	出資金	2百万円	合計	89百万円	<p>※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">477百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">477百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	477百万円	合計	477百万円																		
投資有価証券	87百万円																												
出資金	2百万円																												
合計	89百万円																												
投資有価証券	477百万円																												
合計	477百万円																												
<p>※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">360百万円</td> </tr> <tr> <td>買取不動産</td> <td style="text-align: right;">8,578百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,939百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,125百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,302百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10,928百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記以外に兄弟会社NIS不動産(株)の金融機関からの借入金に対し買取不動産537百万円を担保に供しております。</p>	現金及び預金	360百万円	買取不動産	8,578百万円	合計	8,939百万円	短期借入金	500百万円	1年内返済予定長期借入金	1,125百万円	長期借入金	9,302百万円	合計	10,928百万円	<p>※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">買取債権</td> <td style="text-align: right;">8,229百万円</td> </tr> <tr> <td>買取不動産</td> <td style="text-align: right;">15,213百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">23,442百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,034百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">8,049百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,865百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">18,949百万円</td> </tr> </table>	買取債権	8,229百万円	買取不動産	15,213百万円	合計	23,442百万円	短期借入金	5,034百万円	1年内返済予定長期借入金	8,049百万円	長期借入金	5,865百万円	合計	18,949百万円
現金及び預金	360百万円																												
買取不動産	8,578百万円																												
合計	8,939百万円																												
短期借入金	500百万円																												
1年内返済予定長期借入金	1,125百万円																												
長期借入金	9,302百万円																												
合計	10,928百万円																												
買取債権	8,229百万円																												
買取不動産	15,213百万円																												
合計	23,442百万円																												
短期借入金	5,034百万円																												
1年内返済予定長期借入金	8,049百万円																												
長期借入金	5,865百万円																												
合計	18,949百万円																												
<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行及び親会社NISグループ(株)(旧社名(株)ニッシン)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">15,900百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">△11,650百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">4,250百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	15,900百万円	借入実行金額	△11,650百万円	差引額	4,250百万円	<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、親会社NISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">12,300百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">△10,550百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,750百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円	借入実行金額	△10,550百万円	差引額	1,750百万円																
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	15,900百万円																												
借入実行金額	△11,650百万円																												
差引額	4,250百万円																												
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円																												
借入実行金額	△10,550百万円																												
差引額	1,750百万円																												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	※1 買取不動産売却原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は947百万円であります。
※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒損失 13百万円 貸倒引当金繰入額 1,673百万円 役員報酬 84百万円 給料手当 558百万円 役員賞与引当金繰入額 19百万円 株式報酬費用 120百万円 賞与 113百万円 法定福利費 84百万円 減価償却費 7百万円 賃借料 143百万円	※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 2,198百万円 役員報酬 100百万円 給料手当 647百万円 役員賞与引当金繰入額 12百万円 賞与 133百万円 法定福利費 94百万円 減価償却費 8百万円 賃借料 179百万円
※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 建物 2百万円 合計 2百万円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	536,400	547,920	—	1,084,320

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の当連結会計年度の増加株式数は、株式分割による新株の発行536,400株及び新株予約権の行使による新株の発行11,520株によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	114	

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	439	820	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年11月6日 取締役会	普通株式	394	365	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	433	400	平成19年3月31日	平成19年6月25日

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,084,320	3,040	—	1,087,360

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権行使による増加 3,040株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	102	

3 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月8日 取締役会	普通株式	433	400	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年11月6日 取締役会	普通株式	451	415	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																						
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,750百万円</td> </tr> <tr> <td>引出制限付預金</td> <td style="text-align: right;">△360百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,390百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額221百万円が含まれておりません。</p> <p>※3 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">株式の売却により(有)シー・エヌ・インベストメンツが連結会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに(有)シー・エヌ・インベストメンツ株式の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">(有)シー・エヌ・インベストメンツ</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△0百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△1百万円</td> </tr> <tr> <td>株式の売却価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△2百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：売却による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△1百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	5,750百万円	引出制限付預金	△360百万円	現金及び現金同等物	5,390百万円	流動資産	2百万円	流動負債	△0百万円	少数株主持分	△1百万円	株式の売却価額	1百万円	現金及び現金同等物	△2百万円	差引：売却による支出	△1百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,618百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,618百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額850百万円が含まれておりません。</p>	現金及び預金勘定	1,618百万円	現金及び現金同等物	1,618百万円
現金及び預金勘定	5,750百万円																						
引出制限付預金	△360百万円																						
現金及び現金同等物	5,390百万円																						
流動資産	2百万円																						
流動負債	△0百万円																						
少数株主持分	△1百万円																						
株式の売却価額	1百万円																						
現金及び現金同等物	△2百万円																						
差引：売却による支出	△1百万円																						
現金及び預金勘定	1,618百万円																						
現金及び現金同等物	1,618百万円																						

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具備品	17	3	13	器具備品	17	7	10
ソフトウェア	83	48	34	ソフトウェア	90	68	21
合計	100	51	48	合計	107	75	32
未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 23百万円 1年超 26百万円 合計 49百万円 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 23百万円 減価償却費相当額 22百万円 支払利息相当額 1百万円 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				未経過リース料期末残高相当額 1年以内 16百万円 1年超 16百万円 合計 32百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 24百万円 減価償却費相当額 23百万円 支払利息相当額 0百万円 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

時価評価されていない有価証券

区分	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券		
非上場株式	2	2
投資事業有限責任組合出資金	1,671	837
匿名組合出資金	—	3,641
優先出資証券	—	150
計	1,674	4,630

(注) 当連結会計年度において、有価証券について167百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、投資事業有限責任組合が保有している有価証券の時価が、取得価額に比べて50%以上下落した場合に減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 当社グループは通常業務を遂行する上で金利変動のリスクに晒されており、このリスクを効率的に管理する手段として金利スワップ取引を行っております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 当社グループはトレーディング目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社グループは変動金利支払の資金調達について、将来の市中金利上昇が調達コスト(支払利息)に及ぼす影響を回避するため、金利スワップ取引により変動金利調達の一部の調達コストを固定化する取引を行っております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 市場リスク 市場リスクは、市場の変化によりポジションに損益が発生するリスクであり、金利デリバティブ取引は金利変動リスクに晒されております。当社グループのデリバティブ取引は当社グループの債権債務の範囲内で行っており、これらの取引のリスクは重要なものではありません。 信用リスク 信用リスクは、取引の相手方が債務不履行に陥ることにより、取引が継続していれば将来得られるはずの効果が享受できなくなるリスクです。 当社グループのデリバティブ取引の相手方は一定の格付をもった銀行、金融商品取引業者に限られており、取引相手方の債務不履行による損失発生は予想しておりません。</p> <p>(5) 取引に係るリスクの管理体制 当社グループではデリバティブ取引は取締役会の承認を受けた社内規程に基づいて、主管部署が取引の実行及び管理を行っております。 なお、デリバティブ取引関連の社内規程は、デリバティブ取引を行う場合の取引基準、リスクの適切な管理等を定めたデリバティブ運用規程と、デリバティブの取扱及び管理を定めたデリバティブ取扱規程があります。 取引状況のリスク管理については、グループ各社共に主管部署が毎月開催される取締役会にその取引状況を報告することにより行われており、市場が大幅に変動して大きな損失を被る可能性がある場合には、迅速な対応ができる管理体制を整備しております。</p> <p>2 取引の時価等に関する事項 当社グループの利用しているデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、取引の時価等に関する事項の記載を省略しております。</p>	<p>1 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 市場リスク 同左 信用リスク 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>2 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用(販売費及び一般管理費)	120百万円
新株予約権戻入益	5百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株予約権(第1回)
決議年月日	平成14年9月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役7名 当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式80,000株
付与日	平成14年9月26日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成14年9月26日 至 平成16年9月30日
権利行使期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年9月30日

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権(第3回)
決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名 当社従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式14,960株
付与日	平成16年3月30日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成16年3月30日 至 平成18年3月31日
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成21年3月31日

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権(第4回)
決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問6名 当社従業員33名 関係会社の取締役1名 関係会社の従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式2,620株
付与日	平成17年8月9日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成17年8月9日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

新株予約権証券2006A	
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること 当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

新株予約権証券2006B	
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

(2) ストック・オプション規模及び変動状況
ストック・オプションの数

	新株予約権（第1回）	新株予約権（第3回）	新株予約権（第4回）
決議年月日	平成14年9月9日	平成16年3月30日	平成17年6月21日
権利確定前			
期首	—	—	2,420株
付与	—	—	—
失効	—	—	80株
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	2,340株
権利確定後			
期首	1,600株	13,600株	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	11,520株	—
失効	—	80株	—
未行使残	1,600株	2,000株	—

	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年 8 月 7 日	平成18年 8 月 7 日
権利確定前		
期首	—	—
付与	1,400株	4,530株
失効	—	—
権利確定	1,400株	4,530株
未確定残	—	—
権利確定後		
期首	—	—
権利確定	1,400株	4,530株
権利行使	—	—
失効	—	280株
未行使残	1,400株	4,250株

単価情報

	新株予約権（第1回）	新株予約権（第3回）	新株予約権（第4回）
決議年月日	平成14年 9 月 9 日	平成16年 3 月30日	平成17年 6 月21日
権利行使価格	625円	6,250円	51,549円
行使時平均株価	—	66,760円	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年 8 月 7 日	平成18年 8 月 7 日
権利行使価格	67,362円	58,380円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	18,737円	20,729円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 74.3%

平成16年 9 月16日～平成18年 8 月23日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 2年6ヶ月

十分なデータ蓄積がなく、合理的見積が困難であるため、権利の割当日を基点として新株予約権の権利行使可能期間の中間点を終点としております。

予想配当率 1.0%

平成18年 3 月期の配当実績率と、過去1年間の単純平均株価を勘案し決定しております。

無リスク利子率 0.806%

予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

当連結会計年度に付与されたStock・オプションについては、対象勤務期間が短期であるため、将来の失効数の見積は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 12百万円

2 Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	新株予約権 (第1回)
決議年月日	平成14年9月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役7名 当社従業員12名
株式の種類別のStock・オプションの付与数(注)	普通株式80,000株
付与日	平成14年9月26日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成14年9月26日 至 平成16年9月30日
権利行使期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年9月30日

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権 (第3回)
決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名 当社従業員20名
株式の種類別のStock・オプションの付与数(注)	普通株式14,960株
付与日	平成16年3月30日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成16年3月30日 至 平成18年3月31日
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成21年3月31日

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権 (第4回)
決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問6名 当社従業員33名 関係会社の取締役1名 関係会社の従業員2名
株式の種類別のStock・オプションの付与数(注)	普通株式2,620株
付与日	平成17年8月9日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成17年8月9日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

新株予約権証券2006A	
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること 当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

新株予約権証券2006B	
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

(2) ストック・オプション規模及び変動状況
ストック・オプションの数

	新株予約権 (第1回)	新株予約権 (第3回)	新株予約権 (第4回)
決議年月日	平成14年9月9日	平成16年3月30日	平成17年6月21日
権利確定前			
期首	—	—	2,340株
付与	—	—	—
失効	—	—	40株
権利確定	—	—	2,300株
未確定残	—	—	—
権利確定後			
期首	1,600株	2,000株	—
権利確定	—	—	2,300株
権利行使	1,600株	1,440株	—
失効	—	—	120株
未行使残	—	560株	2,180株

	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年 8 月 7 日	平成18年 8 月 7 日
権利確定前		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後		
期首	1, 400株	4, 250株
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	580株
未行使残	1, 400株	3, 670株

単価情報

	新株予約権（第 1 回）	新株予約権（第 3 回）	新株予約権（第 4 回）
決議年月日	平成14年 9 月 9 日	平成16年 3 月 30 日	平成17年 6 月 21 日
権利行使価格	625円	6, 250円	51, 549円
行使時平均株価	32, 164円	26, 085円	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年 8 月 7 日	平成18年 8 月 7 日
権利行使価格	67, 362円	58, 380円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	18, 737円	20, 729円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税損金不算入額</td><td style="text-align: right;">92百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">700百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>債権回収費用自己否認額</td><td style="text-align: right;">31百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">46百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td>回収債権に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">23百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>958百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">— 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td style="text-align: right;"><u>958百万円</u></td></tr> </table>	未払事業税損金不算入額	92百万円	貸倒引当金繰入限度超過額	700百万円	貸倒損失自己否認額	12百万円	債権回収費用自己否認額	31百万円	未実現利益に係る一時差異	24百万円	株式報酬費用否認額	46百万円	投資有価証券評価損否認額	18百万円	回収債権に係る一時差異	23百万円	その他	7百万円	繰延税金資産合計	<u>958百万円</u>	繰延税金負債	— 百万円	繰延税金資産純額	<u>958百万円</u>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税損金不算入額</td><td style="text-align: right;">147百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">936百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>債権回収費用自己否認額</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">41百万円</td></tr> <tr><td>買取不動産評価損否認額</td><td style="text-align: right;">504百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">68百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">16百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△72百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>1,679百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>未収事業税</td><td style="text-align: right;">31百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;"><u>49百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td style="text-align: right;"><u>1,630百万円</u></td></tr> </table>	未払事業税損金不算入額	147百万円	貸倒引当金繰入限度超過額	936百万円	貸倒損失自己否認額	7百万円	債権回収費用自己否認額	6百万円	未実現利益に係る一時差異	24百万円	株式報酬費用否認額	41百万円	買取不動産評価損否認額	504百万円	投資有価証券評価損否認額	68百万円	その他	16百万円	評価性引当金	△72百万円	繰延税金資産合計	<u>1,679百万円</u>	繰延税金負債		未収事業税	31百万円	その他	18百万円	繰延税金負債合計	<u>49百万円</u>	繰延税金資産純額	<u>1,630百万円</u>
未払事業税損金不算入額	92百万円																																																								
貸倒引当金繰入限度超過額	700百万円																																																								
貸倒損失自己否認額	12百万円																																																								
債権回収費用自己否認額	31百万円																																																								
未実現利益に係る一時差異	24百万円																																																								
株式報酬費用否認額	46百万円																																																								
投資有価証券評価損否認額	18百万円																																																								
回収債権に係る一時差異	23百万円																																																								
その他	7百万円																																																								
繰延税金資産合計	<u>958百万円</u>																																																								
繰延税金負債	— 百万円																																																								
繰延税金資産純額	<u>958百万円</u>																																																								
未払事業税損金不算入額	147百万円																																																								
貸倒引当金繰入限度超過額	936百万円																																																								
貸倒損失自己否認額	7百万円																																																								
債権回収費用自己否認額	6百万円																																																								
未実現利益に係る一時差異	24百万円																																																								
株式報酬費用否認額	41百万円																																																								
買取不動産評価損否認額	504百万円																																																								
投資有価証券評価損否認額	68百万円																																																								
その他	16百万円																																																								
評価性引当金	△72百万円																																																								
繰延税金資産合計	<u>1,679百万円</u>																																																								
繰延税金負債																																																									
未収事業税	31百万円																																																								
その他	18百万円																																																								
繰延税金負債合計	<u>49百万円</u>																																																								
繰延税金資産純額	<u>1,630百万円</u>																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>子会社である匿名組合の損益のうち少数株主持分額</td><td style="text-align: right;">△3.6</td></tr> <tr><td>子会社の法定実効税率差異</td><td style="text-align: right;">0.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;"><u>38.4%</u></td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	子会社である匿名組合の損益のうち少数株主持分額	△3.6	子会社の法定実効税率差異	0.5	その他	0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.4%</u>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>連結子会社税効果未認識額</td><td style="text-align: right;">7.7</td></tr> <tr><td>受取配当金等連結修正に伴う影響額</td><td style="text-align: right;">3.7</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増加</td><td style="text-align: right;">2.4</td></tr> <tr><td>子会社の法定実効税率差異による影響額</td><td style="text-align: right;">1.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.3</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;"><u>55.7%</u></td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	連結子会社税効果未認識額	7.7	受取配当金等連結修正に伴う影響額	3.7	評価性引当金の増加	2.4	子会社の法定実効税率差異による影響額	1.5	その他	△0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>55.7%</u>																																
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																								
子会社である匿名組合の損益のうち少数株主持分額	△3.6																																																								
子会社の法定実効税率差異	0.5																																																								
その他	0.8																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.4%</u>																																																								
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																								
連結子会社税効果未認識額	7.7																																																								
受取配当金等連結修正に伴う影響額	3.7																																																								
評価性引当金の増加	2.4																																																								
子会社の法定実効税率差異による影響額	1.5																																																								
その他	△0.3																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>55.7%</u>																																																								

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び資産の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び資産の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	NISグループ(株) (旧社名(株)ニッシン)	愛媛県 松山市	16,289	総合金融 サービス業	73.8 (直接)	2名	—	資金の借入 及び返済	9,500	短期借入金	9,500
								利息の支払	201	未払費用	94
								コンサルティング フィーの支払	14	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の借入に係る利息、コンサルティングフィーについては、一般市中金利及び市場価格等を参考にして、両社協議の上決定しております。

2 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	(有)シー・ エヌ・キャピタル	東京都 新宿区	3	債権の買取 業	50.0 (直接)	—	管理回収 業務の受 託	資金の貸付	95	関係会社 長期 貸付金	95
								利息の受取	0	流動資産 (その他)	2
								受託手数料 の受取	3		
関連会社	(有)シー・ エヌ・ツ ー	東京都 新宿区	7	債権の買取 業	50.0 (直接)	—	管理回収 業務の受 託	資金の貸付	7	関係会社 長期 貸付金	7
								利息の受取	1	流動資産 (その他)	9
								受託手数料 の受取	43		
関連会社	(有)シー・ エヌ・ス リー	東京都 新宿区	6	債権の買取 業	50.0 (間接)	—	管理回収 業務の受 託	受託手数料 の受取	29	流動資産 (その他)	1
関連会社	(有)シー・ エヌ・フ ォー	東京都 新宿区	6	債権の買取 業	50.0 (直接)	—	管理回収 業務の受 託	資金の貸付	96	関係会社 長期 貸付金	96
								利息の受取	4	流動資産 (その他)	2
								受託手数料 の受取	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付に係る利息及び受託手数料については、一般市中金利及び市場価格等を参考にして、両社協議の上決定しております。

2 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	NISグループ(株)	愛媛県 松山市	26,289	総合金融 サービス業	73.6 (直接)	2名	—	資金の借入 及び返済	14,650	短期借入金	10,550
								利息の支払	302	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入に係る利息については、一般市中金利等を参考にして、両社協議の上決定しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)									
1株当たり純資産額	7,895円48銭	1株当たり純資産額	8,204円92銭								
1株当たり当期純利益	2,509円80銭	1株当たり当期純利益	1,157円94銭								
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	2,493円83銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1,156円74銭								
<p>提出会社は、平成18年4月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。 なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>6,171円30銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>2,180円35銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>2,139円19銭</td> </tr> </tbody> </table>		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		1株当たり純資産額	6,171円30銭	1株当たり当期純利益	2,180円35銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2,139円19銭		
前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)											
1株当たり純資産額	6,171円30銭										
1株当たり当期純利益	2,180円35銭										
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2,139円19銭										

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	9,758百万円	10,555百万円
普通株式に係る純資産額	8,561百万円	8,921百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	114百万円	102百万円
少数株主持分	1,082百万円	1,531百万円
普通株式の発行済株式総数	1,084,320株	1,087,360株

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
連結損益計算書上の当期純利益	2,711百万円	1,258百万円												
普通株式に係る当期純利益	2,711百万円	1,258百万円												
普通株主に帰属しない金額の内訳														
	—百万円	—百万円												
普通株式の期中平均株式数	1,080,228株	1,086,523株												
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳														
新株予約権	6,916株	1,125株												
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成17年6月21日付特別決議新株予約権</td> <td>585個</td> </tr> <tr> <td>平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権</td> <td>1,400個</td> </tr> <tr> <td>平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権</td> <td>4,250個</td> </tr> </tbody> </table>	平成17年6月21日付特別決議新株予約権	585個	平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	1,400個	平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	4,250個	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成17年6月21日付特別決議新株予約権</td> <td>545個</td> </tr> <tr> <td>平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権</td> <td>1,400個</td> </tr> <tr> <td>平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権</td> <td>3,670個</td> </tr> </tbody> </table>	平成17年6月21日付特別決議新株予約権	545個	平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	1,400個	平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	3,670個
平成17年6月21日付特別決議新株予約権	585個													
平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	1,400個													
平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	4,250個													
平成17年6月21日付特別決議新株予約権	545個													
平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	1,400個													
平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権	3,670個													

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ニッシン債権 回収(株)	第1回無担保 私募債	平成15年 9月19日	90	30 (30)	0.75	無担保	平成20年 9月19日
ニッシン債権 回収(株)	第2回無担保 私募債	平成18年 9月21日	450	350 (100)	1.21	無担保	平成21年 9月18日
ニッシン債権 回収(株)	第3回無担保 私募債	平成19年 7月27日	—	500	1.69	無担保	平成22年 7月27日
合計	—	—	540	880 (130)	—	—	—

- (注) 1 「当期末残高」欄の内書は、1年以内の償還予定額であります。
2 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
130	250	500	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	14,171	17,014	3.73	—
1年以内に返済予定の長期借入金	13,412	15,796	2.55	平成20年4月15日 ～平成21年3月31日
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	21,713	9,391	2.60	平成21年4月15日 ～平成24年10月22日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	—	—	—	—
合計	49,296	42,201	3.03	—

- (注) 1 「平均利率」は、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
5,989	3,201	125	75

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1	現金及び預金	※1	4,472		732
2	買取債権	※1	23,023		23,711
3	買取不動産		17		8
4	前払費用		45		53
5	繰延税金資産		827		935
6	未収収益	※2	—		554
7	関係会社短期貸付金		—		833
8	預け金		229		170
9	未収還付法人税等		—		653
10	その他	※2	563		45
	貸倒引当金		△2,625		△3,080
	流動資産合計		26,553	48.1	24,617
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1)	建物		33		33
	減価償却累計額		10	23	13
					20
(2)	器具備品		14		16
	減価償却累計額		6	7	9
	有形固定資産合計		30	0.0	27
2 無形固定資産					
(1)	ソフトウェア		6		10
	無形固定資産合計		6	0.0	10
3 投資その他の資産					
(1)	投資有価証券		2		839
(2)	関係会社株式		75		107
(3)	出資金		1		1
(4)	関係会社出資金		11		—
(5)	その他の関係会社 有価証券		—		7
(6)	関係会社長期貸付金		28,392		21,814
(7)	長期前払費用		12		7
(8)	繰延税金資産		66		44
(9)	その他		104		105
	貸倒引当金		—		△5
	投資その他の資産合計		28,667	51.9	22,921
	固定資産合計		28,704	51.9	22,958
	資産合計		55,257	100.0	47,576

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 短期借入金	※1, 2	14,171		17,014	
2 1年内返済予定長期借入金	※1	13,412		15,796	
3 1年内償還予定社債		160		130	
4 未払金		132		43	
5 未払費用		274		232	
6 未払法人税等		731		—	
7 預り金		21		18	
8 役員賞与引当金		19		11	
9 その他		74		55	
流動負債合計		28,998	52.5	33,302	70.0
II 固定負債					
1 社債		380		750	
2 長期借入金	※1	19,913		7,591	
3 その他		1		0	
固定負債合計		20,294	36.7	8,341	17.5
負債合計		49,292	89.2	41,643	87.5
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		1,731	3.1	1,736	3.6
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		1,517		1,522	
資本剰余金合計		1,517	2.8	1,522	3.2
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		2		2	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		1,500		1,500	
繰越利益剰余金		1,101		1,093	
利益剰余金合計		2,603	4.7	2,595	5.5
株主資本合計		5,851	10.6	5,854	12.3
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		—		△23	
2 繰延ヘッジ損益		△0		△0	
評価・換算差額等合計		△0	△0.0	△23	△0.0
III 新株予約権		114	0.2	102	0.2
純資産合計		5,965	10.8	5,933	12.5
負債純資産合計		55,257	100.0	47,576	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1 買取債権回収高		11,672			9,986		
2 買取不動産売却高		174			7		
3 その他		178	12,025	100.0	139	10,133	100.0
II 営業費用							
1 債権回収原価		6,882			5,912		
2 買取不動産売却原価	※1	153			9		
3 その他原価		0	7,035	58.5	0	5,921	58.4
営業総利益			4,989	41.5		4,211	41.6
III 販売費及び一般管理費							
1 貸倒損失		13			3		
2 貸倒引当金繰入額		1,661			1,825		
3 役員報酬		78			93		
4 役員賞与引当金繰入額		19			11		
5 株式報酬費用		120			—		
6 給料手当		556			613		
7 賞与		113			119		
8 法定福利費		81			88		
9 福利厚生費		5			5		
10 租税公課		74			69		
11 減価償却費		7			8		
12 賃借料		141			173		
13 債権回収費用		165			79		
14 その他		580	3,620	30.1	510	3,603	35.6
営業利益			1,368	11.4		608	6.0

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
IV 営業外収益							
1 受取利息	※2	882			981		
2 受取配当金		1			7		
3 匿名組合出資収益	※2	809			—		
4 為替差益		0			—		
5 その他		5	1,699	14.1	8	997	9.8
V 営業外費用							
1 支払利息	※2	811			1,199		
2 社債利息		4			11		
3 融資手数料		—			242		
4 その他		43	859	7.1	87	1,540	15.2
経常利益			2,208	18.4		65	0.6
VI 特別利益							
1 新株予約権戻入益		5			12		
2 関係会社特別配当金		—	5	0.0	1,020	1,032	10.2
VII 特別損失							
1 固定資産除却損	※3	2			—		
2 投資有価証券評価損		44			167		
3 関係会社株式評価損		—			6		
4 その他の関係会社有価証券評価損		—	47	0.4	4	178	1.7
税引前当期純利益			2,166	18.0		918	9.1
法人税、住民税及び事業税		1,157			128		
法人税等調整額		△256	900	7.5	△86	41	0.4
当期純利益			1,266	10.5		877	8.7

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
平成18年3月31日残高(百万円)	1,695	1,481	1,481	2	1,000	1,197
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	36	36	36	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△439
剰余金の配当(中間配当)	—	—	—	—	—	△394
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△28
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	500	△500
当期純利益	—	—	—	—	—	1,266
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	36	36	36	—	500	△96
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	1,517	2	1,500	1,101

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
平成18年3月31日残高(百万円)	2,199	5,376	—	—	—	5,376
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	72	—	—	—	72
剰余金の配当(注)	△439	△439	—	—	—	△439
剰余金の配当(中間配当)	△394	△394	—	—	—	△394
役員賞与(注)	△28	△28	—	—	—	△28
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	—	—
当期純利益	1,266	1,266	—	—	—	1,266
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△0	△0	114	113
事業年度中の変動額合計 (百万円)	403	475	△0	△0	114	589
平成19年3月31日残高(百万円)	2,603	5,851	△0	△0	114	5,965

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
				別途積立金			
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	1,517	2	1,500	1,101	2,603
事業年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	5	4	4	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△884	△884
当期純利益	—	—	—	—	—	877	877
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	5	4	4	—	—	△7	△7
平成20年3月31日残高(百万円)	1,736	1,522	1,522	2	1,500	1,093	2,595

	株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	5,851	—	△0	△0	114	5,965
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	10	—	—	—	—	10
剰余金の配当	△884	—	—	—	—	△884
当期純利益	877	—	—	—	—	877
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	△23	0	△22	△12	△34
事業年度中の変動額合計 (百万円)	2	△23	0	△22	△12	△32
平成20年3月31日残高(百万円)	5,854	△23	△0	△23	102	5,933

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。</p>
<p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 デリバティブ 時価法</p>	<p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 デリバティブ 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。 (会計処理の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これに伴い、前事業年度において営業外費用の内訳として表示しております「新株発行費」については、「株式交付費」とし、金額的重要性が低いため「その他」に含めて表示する方法に変更しております。 なお、当事業年度における「株式交付費」は、6百万円であります。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 同左</p> <p>(2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (会計処理の変更) 従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理しておりましたが、当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が19百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>
<p>6 収益及び費用の計上基準 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。</p>	<p>6 収益及び費用の計上基準 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左</p>
<p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>7 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段と対象 ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ・ヘッジ対象 市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金)</p> <p>(3) ヘッジ方針 資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。</p>	<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段と対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 買取不動産の評価基準及び評価方法</p> <p>買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法によっております。なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式を採用しております。</p> <p>なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。</p>	<p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 買取不動産の評価基準及び評価方法</p> <p>買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。</p> <p>（棚卸資産の評価に関する会計基準の変更）</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）に基づき、買取不動産の時価を算定する受入準備が整った当事業年度末から同会計基準を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて買取不動産評価損1百万円を営業費用に計上し、営業利益及び経常利益、税引前当期純利益が同額減少しております。</p> <p>また、当中間会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合に比べて営業利益及び経常利益はそれぞれ1百万円、税引前中間純利益は1百万円減少しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

会計処理の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,851百万円であります。</p> <p>また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は120百万円、税引前当期純利益は114百万円減少しております。</p>	<hr/>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表関係) 前事業年度まで区分掲記しておりました「敷金」(当事業年度 104百万円)は、金額的重要性が低いため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書関係) 前事業年度まで区分掲記しておりました「シンジケートローン組成費用」(当事業年度 23百万円)は、金額的重要性が低いため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表関係) 前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収収益」(前事業年度 534百万円)は資産総額の100分の1超となったため、区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書関係) 前事業年度まで区分掲記しておりました「匿名組合出資収益」(当事業年度 2百万円)は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																								
<p>※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>360百万円</td> </tr> <tr> <td>上記に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>500百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定長期借入金</td> <td>1,125百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>7,502百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>9,128百万円</u></td> </tr> </table> <p>なお、上記以外に子会社の買取不動産5,967百万円を担保に供しております。</p>	現金及び預金	360百万円	上記に対応する債務		短期借入金	500百万円	1年内返済予定長期借入金	1,125百万円	長期借入金	7,502百万円	<u>合計</u>	<u>9,128百万円</u>	<p>※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>買取債権</td> <td>8,229百万円</td> </tr> <tr> <td>上記に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>5,034百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定長期借入金</td> <td>8,049百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>4,065百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>17,149百万円</u></td> </tr> </table> <p>なお、上記以外に子会社の買取不動産12,476百万円を担保に供しております。</p>	買取債権	8,229百万円	上記に対応する債務		短期借入金	5,034百万円	1年内返済予定長期借入金	8,049百万円	長期借入金	4,065百万円	<u>合計</u>	<u>17,149百万円</u>
現金及び預金	360百万円																								
上記に対応する債務																									
短期借入金	500百万円																								
1年内返済予定長期借入金	1,125百万円																								
長期借入金	7,502百万円																								
<u>合計</u>	<u>9,128百万円</u>																								
買取債権	8,229百万円																								
上記に対応する債務																									
短期借入金	5,034百万円																								
1年内返済予定長期借入金	8,049百万円																								
長期借入金	4,065百万円																								
<u>合計</u>	<u>17,149百万円</u>																								
<p>※2 各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>9,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、関係会社に対する資産が553百万円含まれております。</p>	短期借入金	9,500百万円	<p>※2 各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未収収益</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>10,550百万円</td> </tr> </table>	未収収益	554百万円	短期借入金	10,550百万円																		
短期借入金	9,500百万円																								
未収収益	554百万円																								
短期借入金	10,550百万円																								
<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行及び親会社N I Sグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td>15,900百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行金額</td> <td>△11,650百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td><u>4,250百万円</u></td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	15,900百万円	借入実行金額	△11,650百万円	<u>差引額</u>	<u>4,250百万円</u>	<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、親会社N I Sグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td>12,300百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行金額</td> <td>△10,550百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td><u>1,750百万円</u></td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円	借入実行金額	△10,550百万円	<u>差引額</u>	<u>1,750百万円</u>												
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	15,900百万円																								
借入実行金額	△11,650百万円																								
<u>差引額</u>	<u>4,250百万円</u>																								
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円																								
借入実行金額	△10,550百万円																								
<u>差引額</u>	<u>1,750百万円</u>																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)										
	<p>※1 買取不動産売却原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切下げ額は1百万円であります。</p>										
<p>※2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取利息</td> <td>878百万円</td> </tr> <tr> <td>匿名組合出資収益</td> <td>731百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>201百万円</td> </tr> </table>	受取利息	878百万円	匿名組合出資収益	731百万円	支払利息	201百万円	<p>※2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取利息</td> <td>976百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>302百万円</td> </tr> </table>	受取利息	976百万円	支払利息	302百万円
受取利息	878百万円										
匿名組合出資収益	731百万円										
支払利息	201百万円										
受取利息	976百万円										
支払利息	302百万円										
<p>※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>2百万円</u></td> </tr> </table>	建物	2百万円	<u>合計</u>	<u>2百万円</u>							
建物	2百万円										
<u>合計</u>	<u>2百万円</u>										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具備品	17	3	13	器具備品	17	7	10
ソフトウェア	83	48	34	ソフトウェア	90	68	21
合計	100	51	48	合計	107	75	32
未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 23百万円 1年超 26百万円 合計 49百万円				未経過リース料期末残高相当額 1年以内 16百万円 1年超 16百万円 合計 32百万円			
当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 23百万円 減価償却費相当額 22百万円 支払利息相当額 1百万円 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 24百万円 減価償却費相当額 23百万円 支払利息相当額 0百万円 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左			

(有価証券関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度 (平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税損金不算入	貸倒引当金繰入限度超過額
54百万円	931百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	貸倒損失自己否認額
700百万円	7百万円
貸倒損失自己否認額	債権回収費用自己否認額
7百万円	6百万円
債権回収費用自己否認額	未実現利益に係る一時差異
31百万円	22百万円
未実現利益に係る一時差異	株式報酬費用否認額
30百万円	41百万円
株式報酬費用否認額	投資有価証券評価損否認額
46百万円	68百万円
投資有価証券評価損否認額	その他
18百万円	7百万円
その他	評価性引当額
5百万円	△72百万円
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
893百万円	1,011百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
— 百万円	未収事業税
繰延税金資産純額	31百万円
893百万円	繰延税金負債合計
	31百万円
	繰延税金資産純額
	980百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率
	40.7%
	交際費等永久に損金に算入されない項目
	0.5%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	△45.4%
	評価性引当額の増加
	7.9%
	その他
	0.8%
	税効果会計適用後の法人税の負担率
	4.5%

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)									
1株当たり純資産額	5,395円92銭	1株当たり純資産額	5,362円28銭								
1株当たり当期純利益	1,172円15銭	1株当たり当期純利益	807円59銭								
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1,164円69銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	806円75銭								
<p>当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。</p> <p>なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>4,984円81銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>1,040円71銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>1,021円07銭</td> </tr> </tbody> </table>		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		1株当たり純資産額	4,984円81銭	1株当たり当期純利益	1,040円71銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,021円07銭		
前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)											
1株当たり純資産額	4,984円81銭										
1株当たり当期純利益	1,040円71銭										
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,021円07銭										

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
貸借対照表上の純資産の部の合計額	5,965百万円	5,933百万円
普通株式に係る純資産額	5,850百万円	5,830百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	114百万円	102百万円
普通株式の発行済株式総数	1,084,320株	1,087,360株

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	1,266百万円	877百万円
普通株式に係る当期純利益	1,266百万円	877百万円
普通株式の期中平均株式数	1,080,228株	1,086,523株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権	6,916株	1,125株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成17年6月21日付 特別決議新株予約権 585個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予約権 1,400個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予約権 4,250個	平成17年6月21日付 特別決議新株予約権 545個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予約権 1,400個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予約権 3,670個

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
非上場株式2銘柄	320	2
小計	320	2
計	320	2

【その他】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
投資事業有限責任組合等		
ネクスト・キャピタル・パートナーズ投資事業有限責任組合	10	404
レゾン投資事業有限責任組合	100	432
小計	110	837
計	110	837

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	33	13	3	20
器具備品	—	—	—	16	9	2	7
有形固定資産計	—	—	—	50	23	5	27
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	16	6	2	10
無形固定資産計	—	—	—	16	6	2	10
長期前払費用	12 (11)	7 (6)	12 (12)	7 (6)	0	0	7 (6)
繰延資産							
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が、資産総額の1%以下であるため「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
- 2 長期前払費用の()内の金額は内数で、支払手数料等期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額の算定には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,625	3,086	1,370	1,255	3,086
役員賞与引当金	19	11	19	—	11

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
普通預金	731
預金計	731
合計	732

b 買取債権

(イ) 買取先別内訳

買取先	金額(百万円)
地方銀行	6,391
都市銀行	3,420
整理回収機構	2,145
保証会社	1,928
信託銀行	1,651
サービサー	1,403
ノンバンク	1,132
外国銀行、金融商品取引業者等	844
信用金庫	290
信用組合	262
リース会社	204
その他	4,037
合計	23,711

(ロ) 買取債権の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期取得高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%)	回転率(回)
					$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(B)}{\frac{(A)+(D)}{2}}$
23,023	8,617	5,916	2,013	23,711	18.7	0.4

(注) その他減少額は、貸倒償却額1,373百万円、不動産担保付債権の自己競落等639百万円によるものであります。

c 買取不動産

所在地	金額(百万円)
東京都台東区	8
合計	8

d 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ	21,497
有限会社シー・エヌ・キャピタル	242
有限会社シー・エヌ・フォー	67
有限会社シー・エヌ・ツー	6
合計	21,814

負債の部

a 短期借入金

相手先	金額(百万円)
NISグループ株式会社	10,550
カーバル インベスターズ ジャパン合同会社	4,534
バイエリッシュ・ヒポ・フェラインス銀行	700
株式会社みなと銀行	500
株式会社関西アーバン銀行	370
その他3行等	360
合計	17,014

b 1年内返済予定長期借入金

相手先	金額(百万円)
オリックス株式会社	5,228
住商ファイナンス株式会社	1,499
西武信用金庫	750
株式会社徳島銀行	696
株式会社岐阜銀行	628
その他40行等	6,992
合計	15,796

c 長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社愛媛銀行	2,895
株式会社岐阜銀行	545
みずほ銀行株式会社	450
西武信用金庫	375
株式会社徳島銀行	251
その他33行等	3,705
合計	7,591

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券 5株券 10株券 50株券 100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nissin-servicer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等 当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第6期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 上記(1)に係る訂正報告書であります。 | | 平成19年8月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 上記(1)に係る訂正報告書であります。 | | 平成19年11月16日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 半期報告書 | (第7期中) | 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日 | 平成19年12月7日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月23日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 1 連結の範囲に関する事項」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。
2. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の計上基準 ② 役員賞与引当金」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。
3. 「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ② 買取不動産の評価基準及び評価方法」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月23日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な会計方針 5 引当金の計上基準 (2) 役員賞与引当金」に記載されているとおり、会社は、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。
2. 「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は、当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「(4) 重要な会計方針 9 その他財務諸表作成のための重要な事項 (1) 買取不動産の評価基準及び評価方法」に記載されているとおり、会社は、当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

